

相良村次世代育成支援行動計画

平成 1 7 年 3 月

熊本県 相良村

目 次

第1章 行動計画の背景・趣旨	1
1. 計画策定の背景	3
(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯	3
(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響	3
2. 計画策定の趣旨	5
3. 計画の期間	5
4. 計画の位置づけ	6
第2章 行動計画の基本的事項	7
1. 基本理念	9
2. 計画の方向性	9
3. 重点的視点	10
4. 基本目標	11
(1) 地域における子育ての支援	11
(2) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	11
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	12
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	12
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	12
(6) 子ども等の安全の確保	13
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	13
5. 計画の基本体系	14
第3章 子どもと家庭を取り巻く現状	15
1. 人口・世帯の動向	17
(1) 人口の状況	17
(2) 世帯の状況	21
(3) 出生の状況	23
(4) 就業構造	25
2. 保育サービス等の状況	26
(1) 保育所の状況	26
(2) 特別保育等の状況	27
(3) 認可保育所以外の民間保育施設等の状況	28
(4) 幼稚園の概要	28
(5) 小・中学校の状況	29
(6) 子育て支援短期利用事業の状況	29

(7) 放課後児童対策事業の状況.....	29
(8) 児童館等、児童厚生施設の状況.....	29
(9) その他施設の状況.....	29
(10) 母子保健事業の状況.....	30
(11) 相談事業の状況.....	31
(12) 児童委員の活動状況.....	31
(13) 手当等の状況.....	32
第4章 行動目標の設定.....	33
1. 基本目標に基づく施策の体系.....	35
(1) 地域における子育ての支援.....	35
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	36
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	36
(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	37
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	38
(6) 子ども等の安全の確保.....	38
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	39
2. 具体的推進施策の内容.....	41
(1) 地域における子育ての支援.....	41
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	45
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	48
(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	56
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	59
(6) 子ども等の安全の確保.....	60
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	63
3. 「特定14事業」に関する取り組み.....	66
(1) 「特定14事業」に係る目標事業量.....	66
(2) 目標事業量設定の考え方.....	67
第5章 行動計画の推進.....	70
1. 推進体制.....	72
(1) 庁内推進体制.....	72
(2) 庁外推進体制.....	72
2. 今後の課題.....	73
資料編.....	74
1. 児童人口推計.....	76
2. 子育て支援に対する意識・ニーズ.....	78
(1) 就学前児童・小学生保護者の意識・ニーズ.....	78

(2) 母親・父親の子育てに関する意識・ニーズ.....	100
3. 委員名簿・計画策定委員会の開催状況	111

第1章 行動計画の背景・趣旨

1. 計画策定の背景

(1) 国の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 平成14年1月 新しい「日本の将来推計人口」の公表
 - ・平成62年（2050年）における合計特殊出生率の見通しが1.61（平成9年推計）から1.39（平成14年推計）
 - ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し。
- 平成14年5月 少子化対策に関する総理大臣の指示
 - ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示。
- 平成14年9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
 - ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進。
- 平成15年3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議）
次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（国会提出）
- 平成15年7月 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法の成立

(2) 少子化がわが国にもたらすマイナスの影響

① 経済面

ア. 労働力人口の減少と経済成長への影響

- ・労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることにより労働力供給が減少する。
- ・貯蓄を取り崩して生活する高齢者の増加による貯蓄率の低下は、投資や労働生産の上昇が抑制され、経済成長率の低下等経済活動の制約を強める懸念がある。

イ. 国民の生活水準への影響

- ・少子化は、人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大するなど、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得が減少する。

② 社会面

ア. 家族の変容

- 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位の「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶により先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性がある。

イ. 子どもへの影響

- 子ども数の減少による子ども同士の交流機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

ウ. 地域社会の変容

- 人口の減少、高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険の制度運営にも支障を来すなど、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になる事が懸念される。
- 道路、河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理も困難になる事が懸念される。

このように少子化が、日本の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念される中、国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の少子化対策に加え、総合的な推進体制の整備、具体的な施策の推進を目的とした『次世代育成支援対策推進法』が、平成15年7月に制定されました。

この『次世代育成支援対策推進法』では、全国の地方公共団体に、国の示した策定の指針に基づき「地域行動計画」（市町村行動計画）を、平成16年度末までに策定することを義務付けています。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて新たに「夫婦の出生力そのものの低下」も大きな要因として指摘されており、子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、考えていかなければならない様々な社会的経済的な課題があります。厚生労働省は、少子化の流れを止めるため、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った総合的な取組を推進しています。

相良村（以下、本村とする。）としても、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、本計画を策定し、事業を実施していきます。

2. 計画策定の趣旨

本村では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制化の中で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取組を行うことを基本として、住民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み育てることができる優しいまちづくりを目指し、「相良村次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

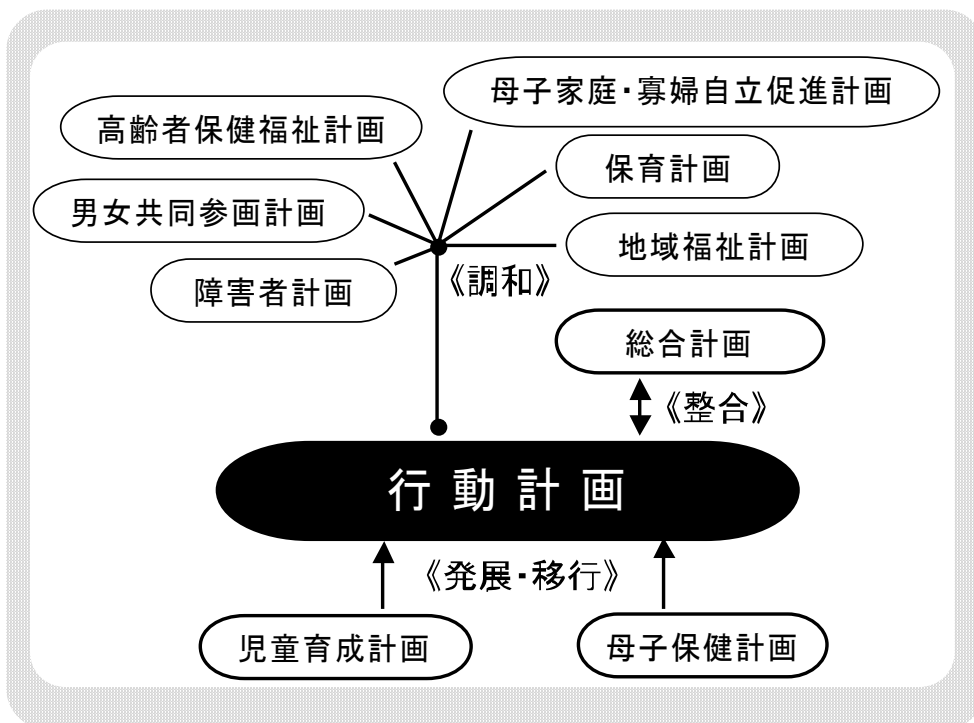
3. 計画の期間

「相良村次世代育成支援行動計画」の計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とし、後期計画（平成22年度から平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直しを行った上で策定します。

4. 計画の位置づけ

本計画は、児童育成計画、母子保健計画を基本として、総合計画、保育計画、地域福祉計画、母子家庭・寡婦自立促進計画、障害者計画、男女共同参画計画、高齢者保健福祉計画との調和を図ります。

図1-1 本計画と他の計画との関係



第2章 行動計画の基本的事項

1. 基本理念

本村の次世代育成支援対策の目指す方向性として次の基本理念を定めます。

『心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり』

本村では、次の世代に親となる子どもたちの健全な成長を地域全体で見守れるように様々な子育て支援サービスの充実を図り、『心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり』を目指します。

2. 計画の方向性

本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の方向性を以下のように定めます。

- 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- 子育て関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

3. 重点的視点

今後の次世代育成支援対策の施策検討にあたり、以下の4項目を重点的な視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をほらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点をふまえ積極的に取組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

〈視点その1〉次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

〈視点その2〉すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

〈視点その3〉子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組みが重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

〈視点その4〉地域特性の視点

本計画においては、地域の特性を活かすことが重要です。このため、地域特性の視点として以下のような方針を定めます。

自然環境を考慮することや伝統的文化行事など、地域に根ざした活動を十分に活用した子育て支援ならびに次世代育成のための推進策を図ります。

4. 基本目標

前項「3. 重点的視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組めます。

- ・地域における子ども支援ネットワークづくり
- ・豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり
- ・保育所サービスの充実
- ・子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援ネットワークづくり
- ・一時保育の推進

(2) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

また、思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組めます。

- ・子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
- ・母子・思春期保健の確保と小児医療等の充実
- ・「食育」の推進
- ・妊婦・出産に関する安全性と快適さの確保

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

- ・次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- ・健やかに生み育てる環境づくり
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・次代の親の育成
- ・学校の教育環境の整備
- ・有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なむらづくりに取組みます。

- ・子育て家庭を支援する地域づくり
- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・良好な住宅環境の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安全・安心むらづくりの推進
- ・各種保育施設・医療費などへの助成

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

- ・男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現
- ・仕事と子育ての両立の推進

(6) 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむむらづくりに取組みます。

- ・交通安全の推進
- ・犯罪等の被害防止活動
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

- ・児童虐待に関する相談体制の整備
- ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実
- ・障害のある児童への教育の充実

5. 計画の基本体系

<基本理念>

『心豊かに安心して子育てできる魅力あふれたむらづくり』

<方向性>

- ◇ 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- ◇ 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- ◇ 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- ◇ 子育て関連ならびに次世代の育成支援については、地域の社会的な条件などの特性を踏まえ、ニーズ及び必要とされる支援策を推進します。

<重点的視点>

次代の
親づくり
という
視点

すべての
子どもと
家庭への
支援の
視点

子ども
の
視点

地域特性
の
視点

<基本目標>

① 地域における子育ての支援

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

④ 子育てを支援する生活環境の整備

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

⑥ 子ども等の安全の確保

⑦ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第3章 子どもと家庭を取り巻く現状

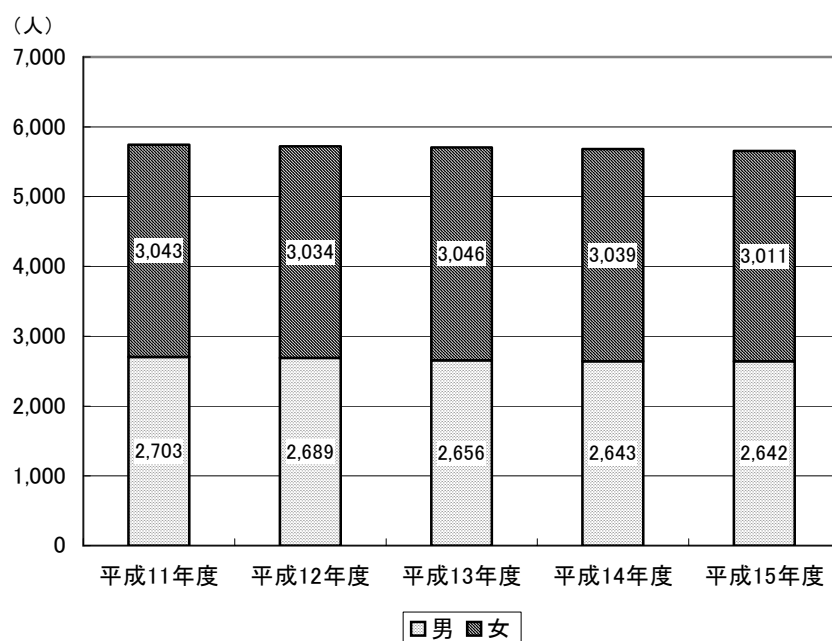
1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の状況

① 人口

平成15年度の本村の人口総数は5,653人で、平成11年度と比較すると93人(1.6%)の減少となっています。対前年の増減率をみると、平成11～12年度-0.4%、12～13年度-0.4%、13～14年度-0.4%、14～15年度-0.5%と年々減少を続けています。

図3-1 人口の推移



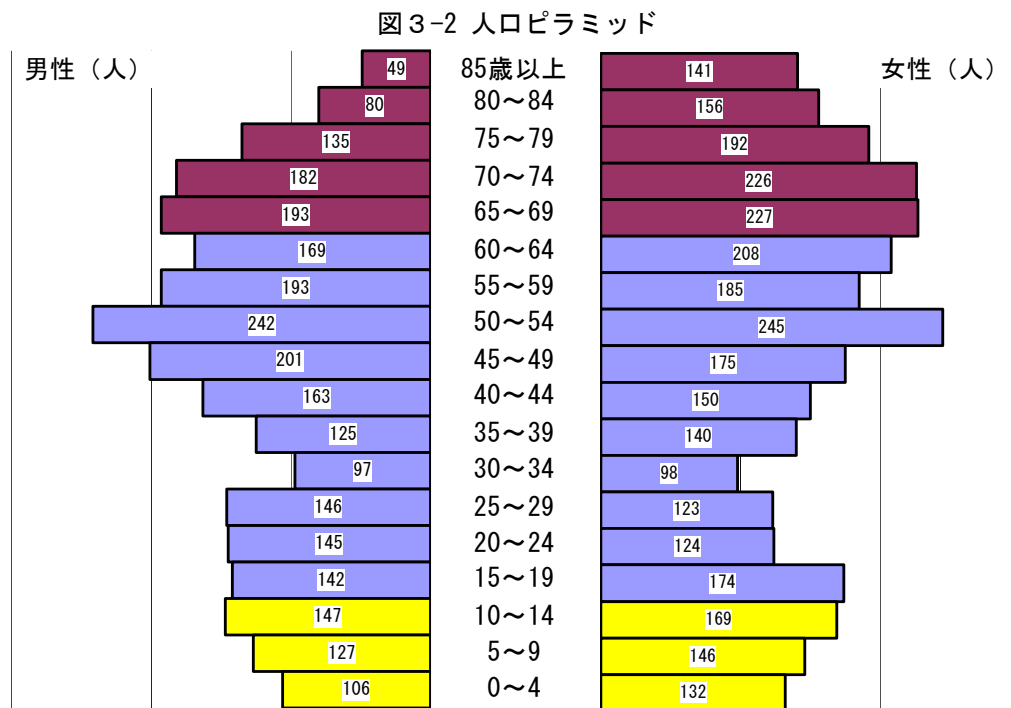
各年度10月1日現在

資料:住民基本台帳

② 年齢別・性別人口構成

本村の平成15年度における年齢別人口構成は以下のとおりです。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の構成比は、それぞれ14.6%：57.4%：28.0%となっています。



平成15年10月1日現在

資料：住民基本台帳

③ 児童人口

本村における平成15年度現在の児童人口は511人で、平成11年度と比較すると18人減となっています。対前年の増減率をみると平成11～12年度-0.8%、12～13年度0.2%、13～14年度-2.3%、14～15年度-0.6%となっています。

表3-1 児童人口の推移

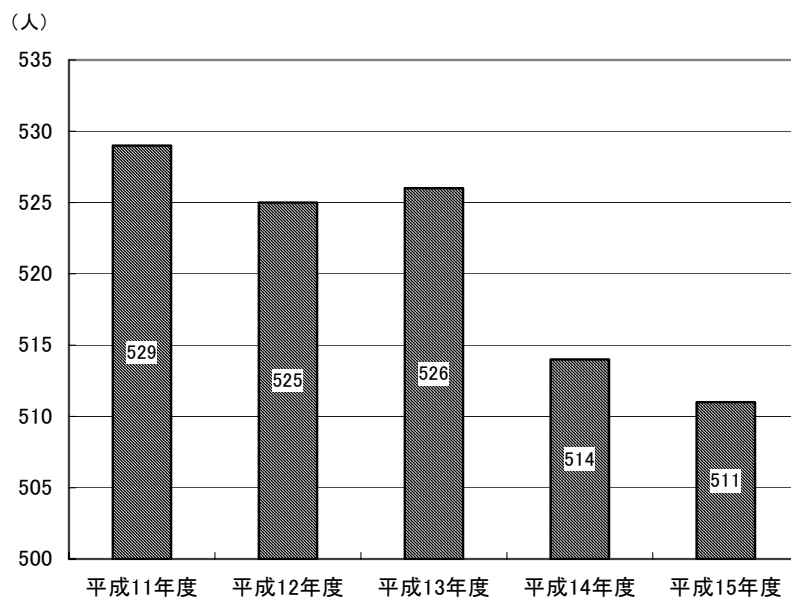
単位:人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
0歳	35	47	53	40	43
1歳	47	36	47	56	40
2歳	47	46	41	49	56
3歳	46	48	46	45	50
4歳	57	48	47	47	49
5歳	61	61	52	47	47
6歳	47	61	60	53	49
7歳	68	50	62	61	51
8歳	59	69	50	65	60
9歳	62	59	68	51	66
合計	529	525	526	514	511

各年度10月1日現在

資料:住民基本台帳

図3-3 児童人口の推移



資料:住民基本台帳

第3章 子どもと家庭を取り巻く現況

④ 外国人登録人口

本村における平成15年度現在の外国人登録はありません。

表3-2 外国人登録人口の推移

単位:人

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
0	0	0	4	0

各年度10月1日現在 資料:保健福祉課

⑤ 人口動態

本村の平成15年度の自然動態は2人の減、社会動態は61人の減となっており、全体では63人の減となっています。

表3-3 人口動態の推移

単位:人

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成11年度	40	56	-16	174	197	-23
平成12年度	58	58	0	172	202	-30
平成13年度	43	54	-11	182	198	-16
平成14年度	45	59	-14	218	197	21
平成15年度	51	53	-2	127	188	-61

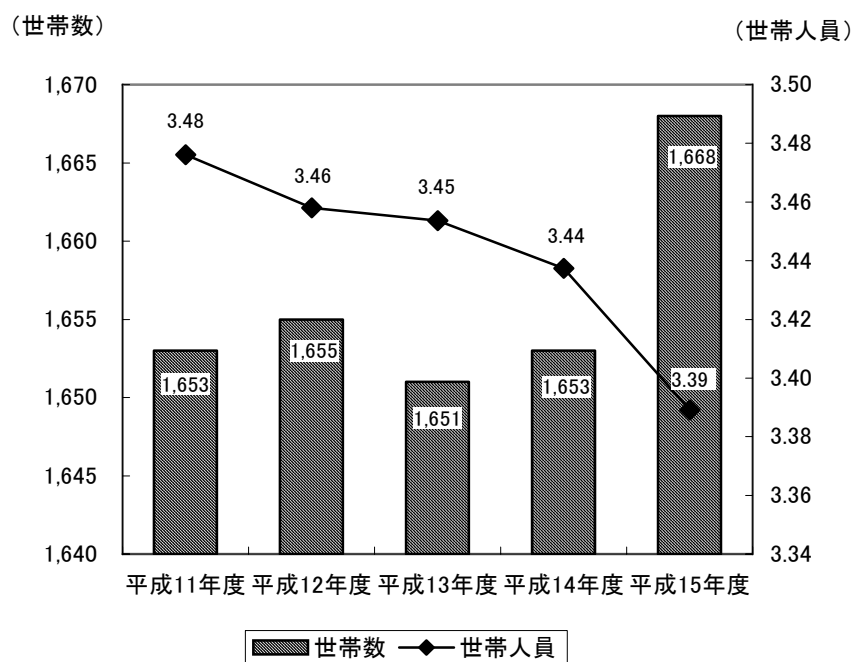
各年度10月1日現在 資料:住民基本台帳

(2) 世帯の状況

① 世帯数及び世帯人員

平成15年度の本村の世帯数は1,668世帯で、平成11年度の世帯数と比較すると15世帯(0.9%)の増加となっています。また、世帯人員は平成15年度で3.39人となっており、平成11年度と比べ0.09人(2.6%)の減少となっています。

図3-4 世帯数及び世帯人員の推移



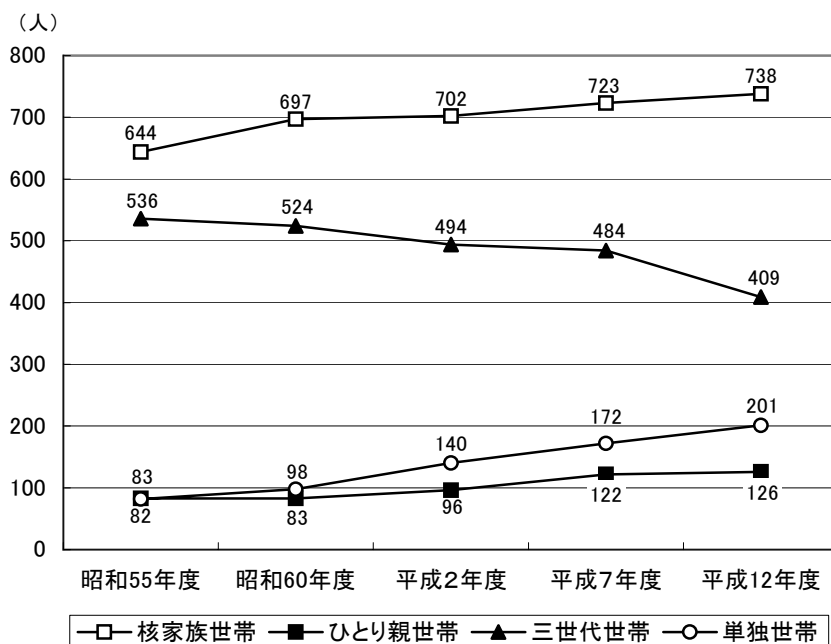
資料:住民基本台帳

第3章 子どもと家庭を取り巻く現況

② 世帯構成

平成12年度の国勢調査における世帯構成は核家族世帯が738世帯で最も多く、次いで三世帯世帯の409世帯となっています。昭和55年度からの推移をみると、三世帯世帯のみ減少しており、それ以外の世帯については増加傾向にあります。特に単独世帯の増加が顕著です。

図3-5 世帯構成の推移



資料: 国勢調査

③ 婚姻、離婚件数

本村における平成15年度の婚姻件数は25件、離婚件数は10件となっています。

表3-4 婚姻、離婚件数の推移

単位: 件

	婚姻		離婚	
	件数	率 (人口千対)	件数	率 (人口千対)
平成11年度	27	4.70	2	0.35
平成12年度	36	6.29	8	1.40
平成13年度	20	3.51	10	1.75
平成14年度	20	3.52	9	1.58
平成15年度	25	4.40	10	1.77

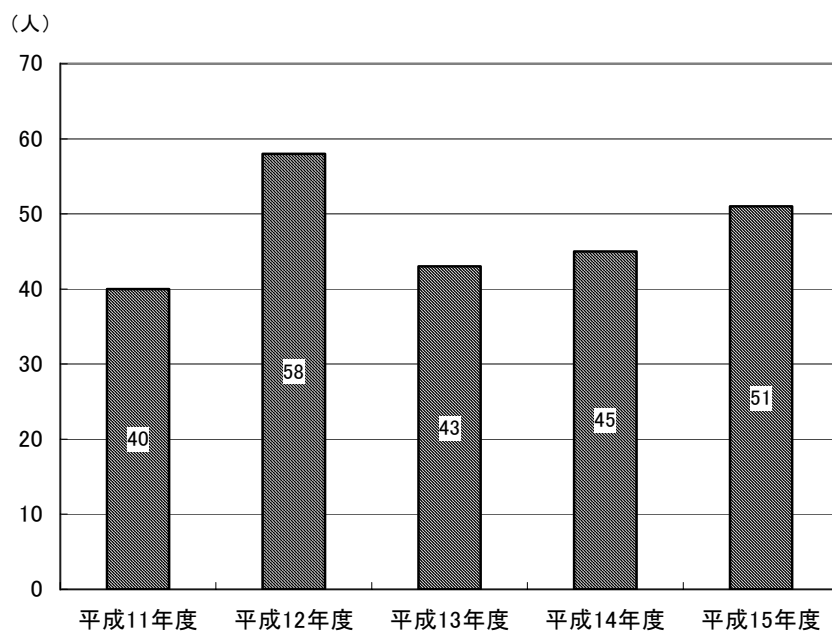
資料: 保健福祉課

出生の状況

④ 出生数

本村における平成15年度の出生数は51人となっています。平成11年度から15年度における対前年増減数をみると11～12年度では18人の増、12～13年度では15人の減、13～14年度では2人の増、14～15年度では6人の増となっており、推移にはばらつきがみられます。

図3-6 出生数の推移



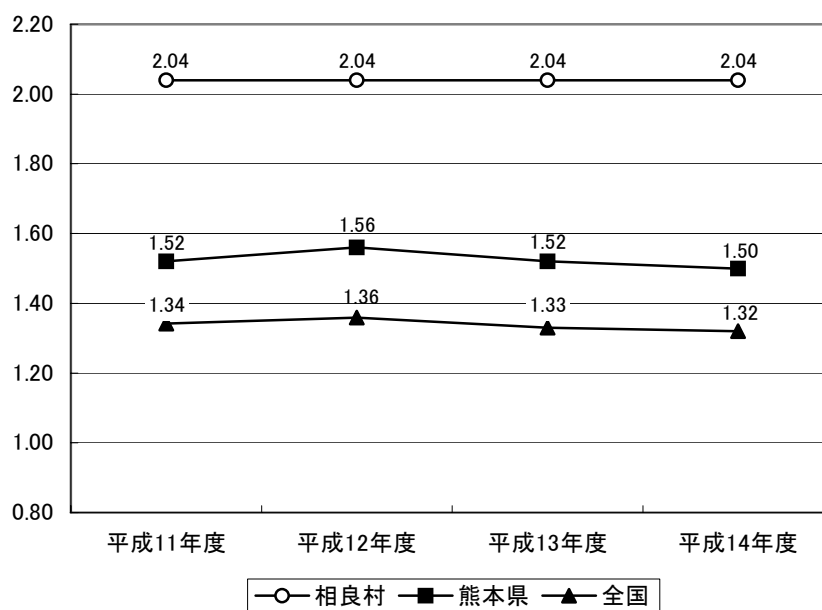
資料:住民基本台帳

⑤ 合計特殊出生率

本村の平成14年度の合計特殊出生率は2.04人となっています。

熊本県は全国平均に比べ合計特殊出生率が高くなっていますが、本村においても同様の傾向がみられます。

図3-7 合計特殊出生率の推移



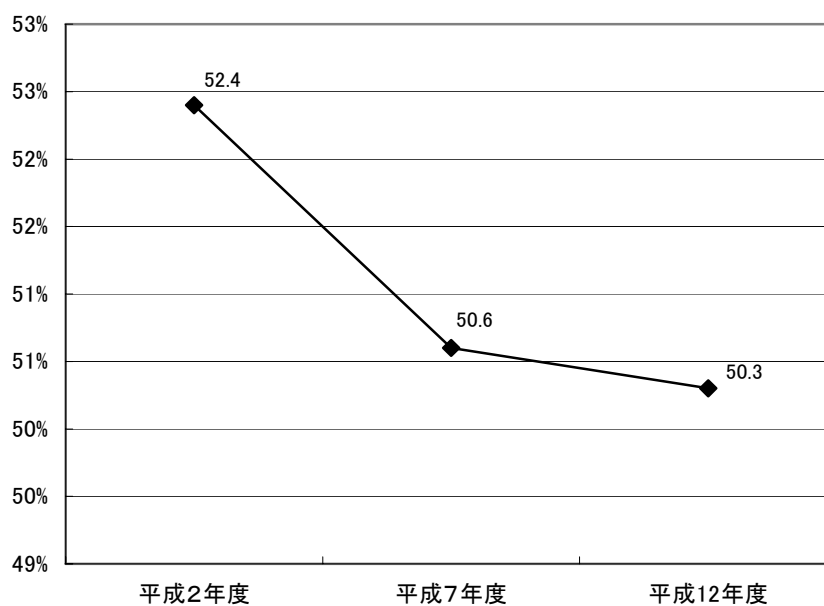
資料:厚生労働省

(3) 就業構造

① 女性の就業状況

平成12年度における女性の就業率は50.3%となっています。平成2年度以降の推移をみると、平成2～7年度では1.8ポイントの減少、7～12年度では0.3ポイントの減少となっており、減少傾向にあります。

図3-8 女性の就業率の推移



資料:国勢調査

2. 保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

① 保育所の概要

保育園は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において、乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的として設置された児童福祉施設です。

平成15年現在、本村には公立1園(32人)、私立2園(197人)があり、稼働率127.2%となっています。

なお、平成15年度における待機児童はいません。

表3-5 保育所の概要

単位:箇所、人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立	箇所数	1	1	1	1	1
	定員数	45	45	45	30	30
	児童数	31	30	34	35	32
	稼働率(%)	68.9	66.7	75.6	116.7	106.7
私立	箇所数	2	2	2	2	2
	定員数	120	120	120	150	150
	児童数	150	150	168	184	197
	稼働率(%)	125.0	125.0	140.0	122.7	131.3
合計	箇所数	3	3	3	3	3
	定員数	165	165	165	180	180
	児童数	181	180	202	219	229
	稼働率(%)	109.7	109.1	122.4	121.7	127.2

資料:保健福祉課

表3-6 年齢別待機児童数の月別推移

単位:人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
H15.4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0
H16.1	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0

資料:保健福祉課

② 保育所における外国人児童数

平成15年度における保育所の外国人児童はいません。

表3-7 保育所における外国人児童数の推移

単位:人

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
0	0	0	0	0

資料:保健福祉課

(2) 特別保育等の状況

① 延長保育

平成15年度における乳児保育の実施箇所数は2箇所です。

表3-8 延長保育利用状況

単位:箇所、人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施箇所数			2	2	2
定員数					
利用児童数					

資料:保健福祉課

② 一時保育

平成15年度における一時保育の実施箇所数は2箇所です。

表3-9 一時保育利用状況

単位:箇所、人

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
緊急保育	実施箇所数			2	2	2
	定員数					
	利用児童数					
非定型的保育	実施箇所数					
	定員数					
	利用児童数					
私的保育	実施箇所数					
	定員数					
	利用児童数					

資料:保健福祉課

第3章 子どもと家庭を取り巻く現況

③ 乳児保育

平成15年度における乳児保育の実施箇所数は1箇所です。

表3-10 乳児保育利用状況

単位:箇所、人

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施箇所数				1	1
定員数					
利用児童数					

資料:保健福祉課

④ 障害児保育

本村において、障害児保育は実施していません。

⑤ 休日保育

本村において、休日保育は実施していません。

⑥ 年末保育

本村において、年末保育は実施していません。

⑦ 乳幼児健康支援デイサービス（病後児保育）

本村において、乳幼児健康支援デイサービス（病後児保育）は実施していません。

（3）認可保育所以外の民間保育施設等の状況

① 認可保育所以外の民間保育施設

本村において、認可保育所以外の民間保育施設数は設置されていません。

② 家庭保育室

本村において、家庭保育室は設置されていません。

（4）幼稚園の概要

本村において、幼稚園は設置されていません。

(5) 小・中学校の状況

本村には小学校が2箇所、中学校が1箇所設置されています。

表3-11 小・中学校の状況

単位:人

小学校		中学校	
小学校名	学童数	中学校名	生徒数
相良北小学校	63	相良中学校	187
相良南小学校	282		

(6) 子育て支援短期利用事業の状況

① ファミリーサポート事業

本村では、ファミリーサポート事業は行っていません。

② 子どもショートステイ事業

本村では、子どもショートステイ事業は行っていません。

(7) 放課後児童対策事業の状況

平成15年度における児童クラブは設置されていません。

(8) 児童館等、児童厚生施設の状況

平成15年度において、児童館は設置されていません。

(9) その他施設の状況

① 都市公園

本村の都市公園はありません。

(10) 母子保健事業の状況

① 乳幼児健康診査

平成15年度における乳幼児健康診査の受診状況は、3～4ヶ月児健診、9ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診がそれぞれ100.0%と高くなっています。

表3-12 乳幼児健康診査の受診状況の推移

単位:人

		平成13年度	平成14年度	平成15年度
3～4ヶ月児健診	受診対象者数	51	42	40
	受診者数	51	42	40
	受診率	100.0%	100.0%	100.0%
9ヶ月児健診	受診対象者数	55	47	40
	受診者数	53	39	40
	受診率	96.4%	83.0%	100.0%
1歳6ヶ月児健診	受診対象者数	46	66	40
	受診者数	44	61	40
	受診率	95.7%	92.4%	100.0%
3歳児健診	受診対象者数	48	48	51
	受診者数	43	41	51
	受診率	89.6%	85.4%	100.0%

資料:保健福祉課

② 乳幼児歯科診査

平成15年度における乳幼児歯科診査の受診状況は、3歳児健診が89.1%、1歳6ヶ月児健診が77.6%となっています。

表3-13 乳幼児歯科診査の受診状況

単位:人

		平成13年度	平成14年度	平成15年度
1歳6ヶ月児健診	受診対象者数	46	66	49
	受診者数	44	61	38
	受診率	95.7%	92.4%	77.6%
3歳児健診	受診対象者数	48	48	55
	受診者数	43	41	49
	受診率	89.6%	85.4%	89.1%

資料:保健福祉課

(11) 相談事業の状況

① 家庭福祉員

本村において家庭福祉員のサービスは実施していません。

② 子ども家庭支援センター

本村において子ども家庭支援センターは設置していません。

③ 児童虐待相談件数

本村の平成15年度における児童虐待に関する相談件数は1件となっています。
また、全国や本県においても平成11年度以降、相談件数は増加傾向にあります。

表3-14 児童虐待相談件数の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
相良村	1	0	0	0	1
熊本県	120	140	260	278	265
全国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,573

単位:件

資料:保健福祉課

(12) 児童委員の活動状況

本村における児童委員数は以下のとおりです。

表3-15 民生児童委員及び主任児童委員人数

主任 児童委員	民生児童委員			
	四浦地区	川辺地区	深水地区	柳瀬地区
2	4	4	2	4

単位:人

資料:保健福祉課

(13) 手当等の状況

① 児童扶養手当

平成15年度における児童扶養手当受給者数は38人です。

表3-16 児童扶養手当受給者数の推移（障害手当のみの受給者を除く）

単位:人

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
32	32	32	35	38

資料:保健福祉課

② 障害児手当

平成15年度における障害児手当受給者数は2人です。

表3-17 障害児手当受給者数の推移

単位:人

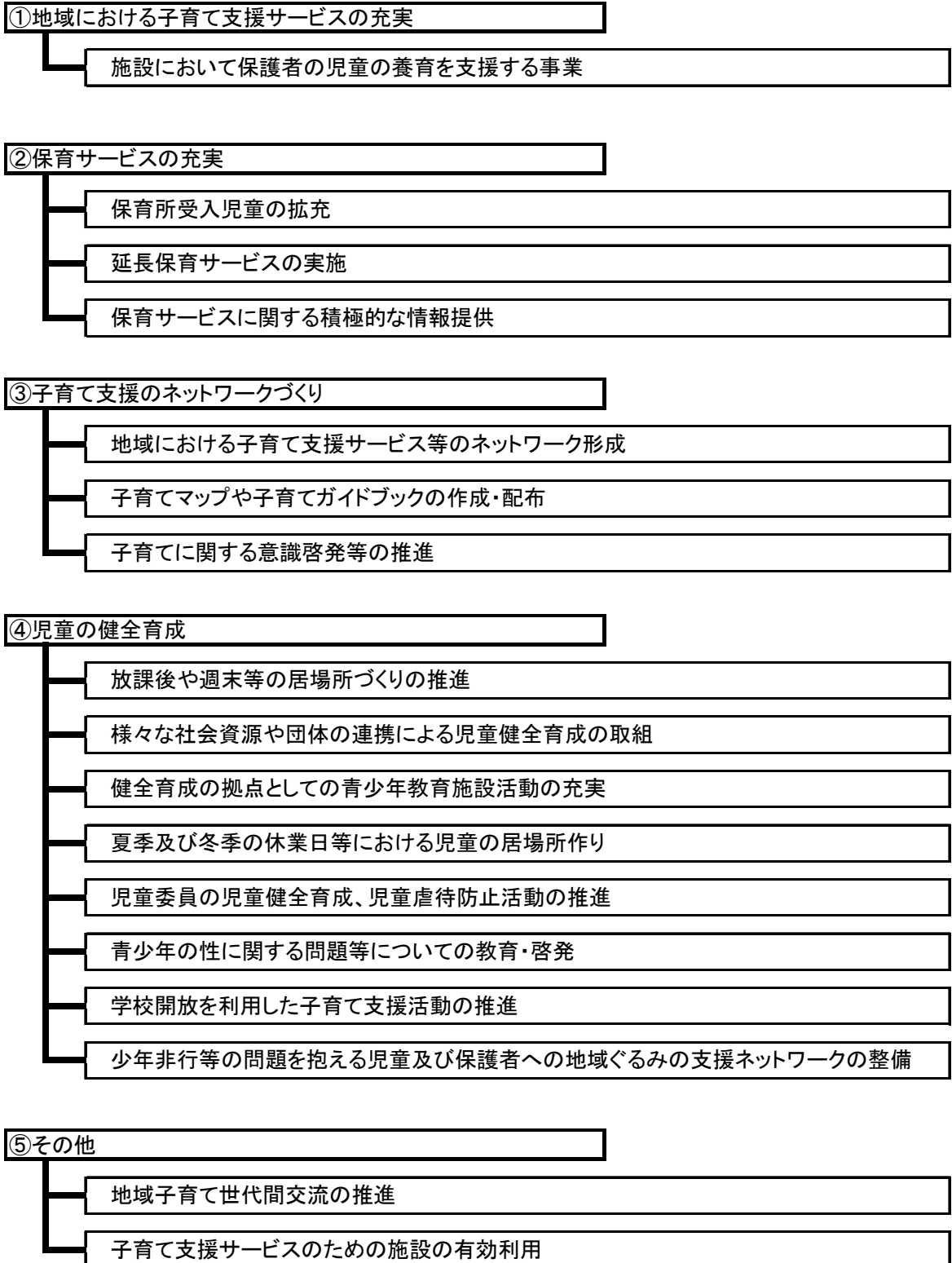
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
0	0	1	2	2

資料:保健福祉課

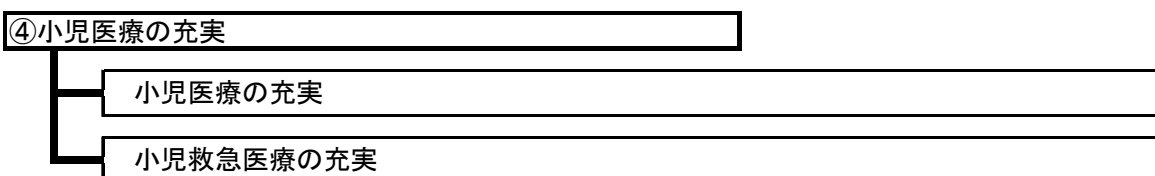
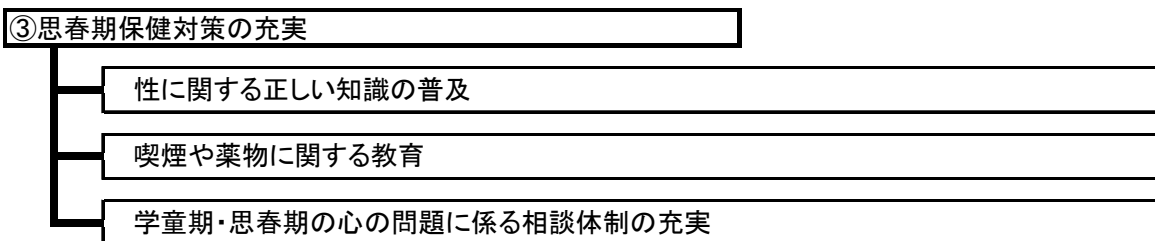
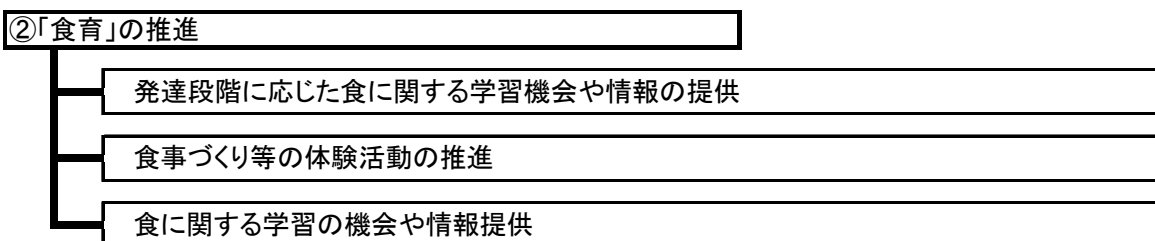
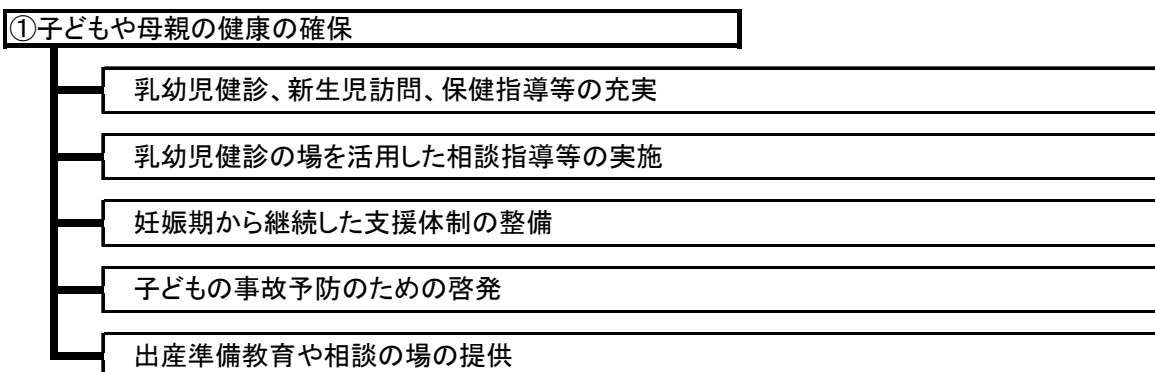
第4章 行動目標の設定

1. 基本目標に基づく施策の体系

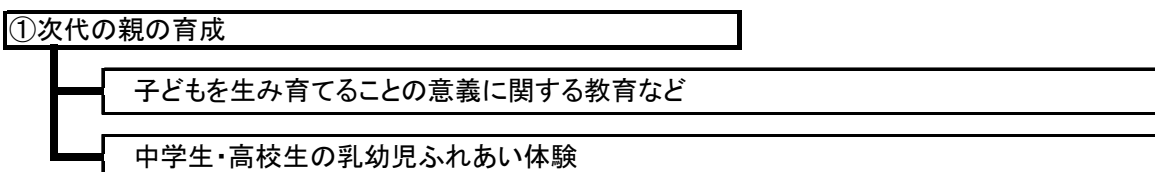
(1) 地域における子育ての支援



(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

確かな学力の向上

豊かな心の育成

健やかな体の育成

信頼される学校づくり

幼児教育の充実

③家庭や地域の教育力の向上

家庭教育への支援の充実

地域の教育力の向上

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちを有害環境から守るための取組み

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

①良質な住宅の確保

ファミリー向け賃貸住宅の供給支援

子育て期の多子世帯への優先入居

住宅確保に関する情報提供

②良好な居住環境の確保

子育て支援に対応した公共賃貸住宅の整備

シックハウス対策の推進

③安全な道路交通環境の整備

幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等

「あんしん歩行エリア」の整備等

第4章 行動目標の設定

④安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化推進

バリアフリー情報の発信

⑤安全・安心まちづくりの推進

通学路や公園等における防犯設備の整備

安全・安心のまちづくり

防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供

②仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立のための社会資源の整備

仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催等

(6) 子ども等の安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育の実施

交通安全教育指導者の育成

チャイルドシートの正しい使用の徹底

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪等に関する情報の提供の推進

犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組み

学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

防犯講習の実施

「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

③被害に遭った子どもの保護の推進

被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

虐待防止ネットワークの設置

総合的な親と子の心の健康づくり対策

家庭児童相談室、市町村保健センターにおける取組

在宅支援の充実

②母子家庭等の自立支援の推進

福祉サービス等利用に際しての配慮

母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定

相談体制の充実や情報提供

就業促進のための協力要請

母子福祉団体の受注機会の増大への配慮

③障害児施策の充実

健康診査や学校における健康診断等の推進

適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備

教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援

保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れ

2. 具体的推進施策の内容

(1) 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

【課題】

一時保育に対するニーズでは、「緊急の用件で子どもの面倒を見られなくなったこと」がある人が42.5%、その対処方法としては「親族・知人に預けた」が73.7%となっています。

ア. 施設において保護者の児童の養育を支援する事業

(7) 一時保育事業

週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合のほか、育児疲れ解消等のためにも利用できます。

実績	目標・方向性
施設数 2か所 定員 10人 (H16年度実績)	施設数 2か所 定員 10人 現状維持で内容の充実に努めます。

② 保育サービスの充実

【課題】

ニーズ調査の結果から、保育サービスを平日に利用したい方が81.9%となっており、平日の保育サービスニーズの高さが確認されています。

ア. 保育所受入児童の拡充

保育サービスについては、子供の幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備します。

実績	目標・方向性
保育定員 180人 (H16年度実績)	保育定員 210人
認可外保育施設数 施設数 1か所	施設数 3か所
	待機児童数 0人

第4章 行動目標の設定

イ. 延長保育サービスの実施

様々なニーズに応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスを実施します。

実績	目標・方向性
施設数 2ヶ所 定員 20人 (H16年度実績)	施設数 2か所 定員 20人 1時間延長保育を2カ所で行います。

ウ. 保育サービスに関する積極的な情報提供

目標・方向性
サービスの質を向上させるという観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

③ 子育て支援のネットワークづくり

【課題】

各種の子育て支援サービスが利用者に十分周知されるよう情報提供に努めるとともに、参加しやすい活動内容の検討が必要です。

ア. 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成

目標・方向性
子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを、効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。

イ. 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布

目標・方向性
各種の子育て支援サービス等が地域の皆さんに十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等によって情報提供を行います。

ウ. 子育てに関する意識啓発等の推進

目標・方向性
地域住民すべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

④ 児童の健全育成

【課題】

ニーズ調査の結果からも、放課後や週末等の子どもの健全な居場所づくりへのニーズの高さが確認されています。

ア. 放課後や週末等の居場所づくりの推進

目標・方向性
地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

イ. 様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組

目標・方向性
公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行う、子ども会、自治会等が連携した児童健全育成の取組を進めます。

ウ. 健全育成の拠点としての青少年教育施設活動の充実

目標・方向性
青少年教育施設において、自然体験活動を始めとする様々な体験活動を展開します。また、地域における活動拠点として、青少年の積極的な受入れを図ります。

エ. 夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所作り

目標・方向性
公民館、青少年施設などを活用し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりを進めます。

オ. 児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進

H15 度実績	目標・方向性
主任児童委員 2 人 児童委員 14 人	児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。

カ. 青少年の性に関する問題等についての教育・啓発

目標・方向性
青少年の性の逸脱行動の問題点について、教育・啓発を推進します。

第4章 行動目標の設定

キ. 学校開放を利用した子育て支援活動の推進

目標・方向性
教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放を行い子育て支援を推進します。

ク. 少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備

目標・方向性
少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応には、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携することが重要です。そのために地域ぐるみの支援ネットワークの整備や関係機関による専門チームを編成します。

⑤ その他

【課題】

近年の核家族化等から、子どもが高齢者とふれあう機会が減少してきています。一方で、子どもの情操の向上や保護者の育児負担の軽減に加え、高齢者の生きがい対策としても世代間交流の意義は大きなものがあり、今後、積極的に推進することが必要です。

ア. 地域子育て世代間交流の推進

目標・方向性
地域の高齢者に地域の子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら豊かな子育て支援を進めます。

イ. 子育て支援サービスのための施設の有効利用

目標・方向性
各種の子育て支援サービスの場として、余裕教室等の公共施設の余裕空間や、商店街の空き店舗を積極的に活用します。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

【課題】

就学前の親 31.3%が病気や発育・発達に関する事で悩んでいると答えており、今後、保護者のニーズに即した健診内容等の拡充が必要です。

ア. 乳幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実

H15 年度実績	目標・方向性
乳幼児健康診査 6ヶ月健診受診率 100% 1歳6ヶ月健診受診率 100% 3歳児健診 100%	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

イ. 乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施

実績	目標・方向性
乳幼児発達相談	育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し親への相談指導を実施します。

ウ. 妊娠期から継続した支援体制の整備

目標・方向性
児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図ります。

エ. 子どもの事故予防のための啓発

目標・方向性
乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発等の取組を進めます。

オ. 出産準備教育や相談の場の提供

目標・方向性
安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」は誰もが望むことでしょう。そのために妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を積極的に進めます。

第4章 行動目標の設定

② 「食育」の推進

【課題】

ニーズ調査の結果から、子育てに関して悩んでいることで「食事や栄養に関すること」と回答した割合をみると、就学前 30.6%、小学校 28.0%となっており、保護者の約3割が食事や栄養についての悩みを抱えています。乳幼児期からの食習慣の定着に向け、食育を推進することが必要です。

ア. 発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

目標・方向性

保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

イ. 食事づくり等の体験活動の推進

目標・方向性

保育所の調理室等を活用し、食事づくり等の体験活動を子ども参加型などで進めます。

ウ. 食に関する学習の機会や情報提供

目標・方向性

低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を一層図る必要があります。そのために妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

③ 思春期保健対策の充実

【課題】

近年、インターネット等により違法薬物等が安易に入手可能である状況も懸念されています。今後、薬物等に関する教育を推進していくことが必要です。

ア. 性に関する正しい知識の普及

目標・方向性

性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

イ. 喫煙や薬物に関する教育

目標・方向性

喫煙や薬物等に関する教育を推進します。

ウ. 学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実

目標・方向性

学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成、及び地域における相談体制の充実等を進めます。

④ 小児医療の充実

【課題】

ニーズ調査の結果から、充実を図ってほしい子育て支援をみると、「医療機関の体制整備」が就学前 32.1%、小学生 41.0%となっており、小児医療体制へのニーズの高さが見られます。

ア. 小児医療の充実

目標・方向性

安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取り組めます。

イ. 小児救急医療の充実

目標・方向性

小児緊急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を進め、積極的に取り組みます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

【課題】

中高生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要です。

ア. 子どもを生み育てることの意義に関する教育など

目標・方向性

子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生み育てることの意義に関して教育・広報・啓発を進めます。

イ. 中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験

目標・方向性

保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

② 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【課題】

就学前の親の 20.1%、小学生の親の 31.1%が教育についての悩みを抱えています。

ア. 確かな学力の向上

(7) 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

目標・方向性

子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させます。

(4) ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化

目標・方向性

学校以外の様々な分野の方に協力いただき、活力のある学校づくりを進めます。

イ. 豊かな心の育成

(7) 道徳教育の充実

目標・方向性
豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。

(4) 地域との連携による多様な体験活動の推進

目標・方向性
地域と学校教育が連携し、多様な体験活動を展開していきます。 ・ 学校における福祉教育の推進

(5) 専門家による相談体制の強化

目標・方向性
いじめ、少年非行時の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化します。

(1) 子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり

目標・方向性
学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくりを推進します。

ウ. 健やかな体の育成

(7) 学校におけるスポーツ環境の充実

目標・方向性
地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を充実させるだけでなく、学校におけるスポーツ環境全般を充実させます。

(4) 健康教育の推進

目標・方向性
生涯にわたる心身の健康の保持増進に、必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために、子どもたちへの健康教育を推進します。

第4章 行動目標の設定

エ. 信頼される学校づくり

(7) 教員に対する適正な評価の実施

目標・方向性
教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価します。指導力不足教員に対しては厳格に対応し、適切な処遇を行います。

(4) 安全で豊かな学校施設の整備

目標・方向性
子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。

(5) 児童生徒の安全管理

目標・方向性
学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。

(1) 学校評議員制度の活用

目標・方向性
学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ります。

(6) 地域に根ざした特色ある学校づくり

目標・方向性
地域の実情に応じた通学区域の弾力的な運営等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

オ. 幼児教育の充実

(7) 幼児教育についての情報提供

目標・方向性
幼児教育の充実のために、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について、保護者や地域住民の理解を深めます。

(イ) 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

● 保育所における養護機能の充実（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
保育所が地域の関係行政機関、団体、地域組織とのネットワークを形成し、それらの機能が保育所保育に生かされるよう、保育の実施主体として支援していきます。

● 保育士等の資質向上（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
各保育所が、資質向上のための研修会に参加しやすい職員配置の条件を整えるとともに、研修の場を設ける、保育所に指導的立場の人を派遣する等により、保育士の資質向上に努めます。

● 教育・保育内容、指導・援助方法の工夫改善（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
県が作成した指導事例集の活用啓発を図るとともに、随時、保育所訪問を行い、保育活動の実情を把握したり、実践報告会を設ける等により、各所の保育内容の工夫改善の促進に努めます。

● 障害のある子どもの教育の推進（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・入所を希望する障害のある子どもの就園等について、保護者との十分な連携のもとに、障害の種類や程度など、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めます。 ・施設や設備、保育士の配置等を検討する連絡協議会の設置など、よりよい条件整備に努めます。 ・保護者に対してもその思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言をともに受ける等、連携しあって対処していきます。

● 保育条件の整備（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
<p>保育園における保育条件の整備を推進します。</p> <p>臨時的に保育活動を支援する非常勤職員派遣</p> <p>現状に即した施設・設備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能化に対応する保育室 ・ 遊戯室・相談室等の新設及び拡充 ・ 安全管理設備の設置 ・ 乳児用ベッド等の整備

第4章 行動目標の設定

- 子どもの育ちの連続性を図る条件整備（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
保育所、小学校関係者等で連絡協議会を設置するとともに、公立・私立を問わず連携・交流が深まるように支援します。 また、就学にあたっては、子どもの実態や保護者のニーズに応じた相談の実施に努めます。

- 地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての・保育所（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
開かれた保育所づくりを積極的に推進します。 また、地域の人材の開発や地域人材リストの作成等により、保育所への情報提供に努めます。

- 保護者の保育ニーズへの対応（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
保護者や地域の保育ニーズを踏まえ、施設環境整備や人的措置など受け入れ体制を整えながら、よりよい対応に努めます。

- 保育所の保護者間の交流や小・中学校PTAとの交流（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
保育所の保護者会同士の間で連絡組織を設けるよう、関係機関に働きかけるとともに、PTA連絡協議会への加盟を保育所の保護者会へ働きかけます。 また、PTAが実施する家庭教育講座などに対し支援を行います。

③ 家庭や地域の教育力の向上

【課題】

就学前 30.6%、小学校 21.1%の子育て中の方が家庭教育に関する学級・講座への参加を希望していますが、実際に学級・講座を利用されている方は就学前 6.7%、小学校 9.9%です。今後は学級・講座がより利用しやすいものとなるよう積極的に広報活動等を進めていく必要があります。

ア. 家庭教育への支援の充実

(7) 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実

● 学習機会の提供（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
<p>地域の特性やニーズを踏まえ、保護者会やPTA等の協力のもと、保護者等が参加しやすい就学時健診等の機会や妊娠期の母親学級などの機会を活用した子育て講座、父親・祖父母等のための子育て講座等、家庭教育に関する講座開設の拡大を図ります。</p> <p>また、家庭教育井戸端会議、中高生による子育て体験、本の読み聞かせなどの親子参加型の学習機会、子どもや親の交流の機会づくり、家庭教育手帳・ビデオの活用等の充実を図ります。</p>

(4) 子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備

● 相談機会や情報の提供（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
<p>家庭教育等に関して気軽に相談できる機会や、広報誌等による子育て情報の提供の充実を図ります。</p> <p>また、公民館等を活用した子育てサークル活動の促進等、子育て中の仲間づくりや、子育てサポーターなどの、家庭教育の専門性を有した職員の育成と配置に努めます。</p>

● 地域で子育てを支援する仕組みづくり（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
<p>地域の実情に応じて、保育所や幼稚園等の関係機関や子育てグループ等が一体となって、地域で子育てを支援するための仕組みづくりと、実践に取り組めます。</p>

● 家庭、子どもに対する相談体制の充実（肥後っ子がやきプラン）

目標・方向性
<p>保護者のニーズを踏まえ、地域子育て支援センター事業等に取り組めます。</p>

第4章 行動目標の設定

- 子育てを社会全体で担う意識啓発（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
広報紙、ホームページ、各種セミナー等を通じて、子育てを社会全体で担う意識づくりに取組めます。

イ. 地域の教育力の向上

(7) 地域における子どもの多様な体験活動の充実

- 子どもの居場所づくり（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した子どもが遊びやスポーツを通じて健やかに育つための居場所づくりの促進とともに、ボランティア活動等子どもたちの様々な地域活動、体験活動の場を提供していきます。

(4) 広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成

目標・方向性
総合的地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ります。

(7) 世代間交流の推進

- 子どもの居場所づくり（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した異年齢の子どもとの交流、高齢者との交流などを通じた社会性を育むための様々な体験活動を促進します。 また、PTA等を中心に行われている「あいさつ運動」や「声かけ運動」等の取組みは、子どもと家庭や地域のかかわりにおいても大切であり、今後さらに推進していきます。

(I) 地域活動への教職員の自主的参加

- 「親の育ちの場」としての保育所（肥後っ子かがやきプラン）

目標・方向性
保育士等の負担に対する配慮や事故の場合の保障などについて条件整備を図り、保育所が家庭や地域の子育て支援に積極的に取り組める環境を整えます。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【課題】

書店、コンビニ等で性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、パソコンソフト等が販売されていることに加え、インターネット上には、子どもに有害なコンテンツが氾濫している状況から関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要です。

ア. 子どもたちを有害環境から守るための取組み

目標・方向性

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性、暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主措置を働きかけます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保

ア. ファミリー向け賃貸住宅の供給支援

目標・方向性
子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。

イ. 子育て期の多子世帯への優先入居

目標・方向性
公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ります。

ウ. 住宅確保に関する情報提供

目標・方向性
持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に関する情報提供等を進めます。

② 良好な居住環境の確保

ア. 子育て支援に対応した公共賃貸住宅の整備

目標・方向性
公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備します。

イ. シックハウス対策の推進

目標・方向性
室内空気環境の安全性を確保するために、シックハウス対策を推進します。 <ul style="list-style-type: none">・ 住宅改善の促進

③ 安全な道路交通環境の整備

【課題】

就学前 27.6%、小学校 23.6%の子育て中の方が子どもと外出している時、「遊び場周辺の道路が危険」であることに困っているということがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、関係諸機関との連携を図りながら道路交通環境の整備に努めていく必要があります。

ア. 幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等

目標・方向性
幅の広い歩道の整備を推進します。

イ. 「あんしん歩行エリア」の整備等

目標・方向性
死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車輛の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

④ 安心して外出できる環境の整備

【課題】

34.3%の子育て中の方が子どもとの外出先で、「トイレがおむつ替え等に無配慮なこと」に困っているということがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、子育て中の方が利用しやすい施設整備に努めていく必要があります。

ア. 子育てバリアフリー化の推進

目標・方向性
公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。また、商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の整備についても進めます。

イ. バリアフリー情報の発信

目標・方向性
「子育てバリアフリー」マップを作成し、バリアフリー施設の整備状況など、子育て世帯へのバリアフリーに関する情報を提供します。

第4章 行動目標の設定

⑤ 安全・安心まちづくりの推進

【課題】

就学前 17.9%、小学校 33.5%の子育て中の方が、「暗い通りや見通しのきかないところが多い」と感じていることがニーズ調査の結果から明らかになりました。今後、防犯設備を整備するなどして子どもたちの安全を守る取組みを進めていく必要があります。

ア. 通学路や公園等における防犯設備の整備

目標・方向性
通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進します。

イ. 安全・安心のまちづくり

目標・方向性
道路、公園、駐輪・駐車場、公衆便所、共同住宅の構造・設備の改善、及び防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。 ・ わかりやすい表示の推進

ウ. 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進

目標・方向性
侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建築部品や、優良防犯機器の普及促進を図ります。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進**① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し****【課題】**

ニーズ調査によると、村内の子育て中の方で育児休暇を取得された方は男性で2.3%、女性で19.5%です。今後は県、民間企業等と連携して育児休暇などに関する広報・啓発活動などを進め、村民の皆さんが多様な働き方を実現できるよう努めていく必要があります。

ア. 多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供**目標・方向性**

労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

② 仕事と子育ての両立の推進**【課題】**

子育て支援のための学習等に男性の参加を促す必要があります。

ア. 仕事と子育ての両立のための社会資源の整備**目標・方向性**

仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスや学童保育を進めていきます。

イ. 仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催等**目標・方向性**

仕事をしている方、経営者の方、地域住民の皆さんを対象に、仕事と子育ての両立のためのセミナーや会議を開催します。また関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

(6) 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【課題】

交通量の増加に伴い、子どもが交通事故の被害にあう危険性も増大してきています。今後、正しい交通ルールの周知・徹底を図るため、交通安全教育の促進や、交通安全指導者の育成が必要です。

ア. 交通安全教育の実施

目標・方向性

子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

イ. 交通安全教育指導者の育成

目標・方向性

安全教育に当たる職員の指導力の向上に努めます。また地域の皆さんにも、交通安全教育の指導者として活躍していただくための講習などを開催します。

ウ. チャイルドシートの正しい使用の徹底

目標・方向性

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開します。また正しい使用を指導する指導員の養成にも努めます。さらに、チャイルドシートの再利用活動を、積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【課題】

近年、子どもが登下校の際などに、犯罪被害に巻き込まれる危険性が増加してきています。一方で、地域住民のかかわりが希薄となる等、地域における子どもへの見守り機能の弱体化が懸念されます。今後は、子どもを犯罪被害から守るため、行政・関係機関・地域等が連携し、さまざまな取り組みを推進することが必要です。

ア. 犯罪等に関する情報の提供の推進

目標・方向性

住民の皆さんの自主防犯行動の充実の為に、防犯等に関する情報の提供を推進します。

イ. 犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組み

目標・方向性

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を積極的に行いません。

ウ. 学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

目標・方向性

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においての、PTA等のボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

エ. 防犯講習の実施

目標・方向性

子どもが犯罪の被害に遭わないよう、防犯講習の実施、及び機器の貸与を行います。

オ. 「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

目標・方向性

子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

【課題】

児童虐待の問題が深刻化している昨今、虐待を受けた子どもたちに対するケアの重要性が強く認識されており、諸機関が連携したきめの細かい対応を検討する必要があります。

ア. 被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

目標・方向性

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングを実施します。

イ. 学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施

目標・方向性

保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進**① 児童虐待防止対策の充実****【課題】**

就学前 38.1%、小学校 32.9%の子育て中の方が、子どもを叱りすぎてしまったり、実際に手を上げてしまったことなどに悩みを感じています。どんなに些細なことでもそれが児童虐待につながることはないよう、総合的かつ様々なかたちで虐待の防止に取り組む必要があります。

ア. 虐待防止ネットワークの設置**目標・方向性**

関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等と連携し、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組みに向けた、虐待防止ネットワークを積極的に設置します。

イ. 総合的な親と子の心の健康づくり対策**目標・方向性**

母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するために、日常的な育児相談機能の強化、母子保健事業の強化、グループワーク等による専門的な支援サービスメニューの充実を図ります。

ウ. 家庭児童相談室、市町村保健センターにおける取組**目標・方向性**

虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所（家庭児童相談室）及び市町村保健センターにおける取組を充実させます。また主任児童委員、児童委員等の積極的な活用も推進します。

エ. 在宅支援の充実**目標・方向性**

虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した、在宅支援の充実等を図ります。

第4章 行動目標の設定

② 母子家庭等の自立支援の推進

【課題】

母子家庭の母等が自立するために必要な、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。

ア. 福祉サービス等利用に際しての配慮

目標・方向性

子育てなどの日常的な生活や、就業、養育費などに関する支援について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的に実施して行きます。

イ. 母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定

目標・方向性

国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定すること等により、母子家庭等に対する支援を充実します。

ウ. 相談体制の充実や情報提供

目標・方向性

母子家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。

エ. 就業促進のための協力要請

目標・方向性

母子家庭の母親の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請を行います。

オ. 母子福祉団体の受注機会の増大への配慮

目標・方向性

母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めます。

③ 障害児施策の充実

【課題】

乳幼児期における健康や発育状態の把握、疾病の早期発見や障害に対する相談窓口の充実を図るため、相談から課題対応まで関係機関の連携強化に努める必要があります。

ア. 健康診査や学校における健康診断等の推進

目標・方向性

障害の原因となる疾病や事故の予防、及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断等を推進します。

イ. 適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備

目標・方向性

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進します。

ウ. 教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援

目標・方向性

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。

エ. 保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れ

目標・方向性

保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

3. 「特定14事業」に関する取り組み

(1) 「特定14事業」に係る目標事業量

「特定14事業」は、児童福祉法により、村が実施に努めることとされた「居宅における児童の養育支援」、「保育所等における養育支援」、「保護者に対する相談、情報提供」の具体的な事業で、目標事業量は、計画の進捗状況を点検、評価するために設けられた目標値です。

特定14事業名	事業内容	平成15年度 実施事業量	平成21年度 目標事業量
① 通常保育事業	保育所における平日の通常保育	施設数3か所 定員 180人	施設数3か所 定員 210人
② 延長保育事業	平日における通常保育前または終了後の保育	施設数2か所 定員 20人	施設数2か所 定員 20人
③ 夜間保育事業	平日における概ね20時以降の保育	未実施	実施しません。
④ トワイライトステイ事業	急な用件で保育できない場合の夜間一時預かり保育	未実施	実施しません。
⑤ 休日保育事業	保育所における休日の通常保育	未実施	実施しません。
⑥ 放課後児童健全育成事業	放課後クラブ等による小学校低学年の放課後保育	未実施	実施しません。
⑦ 一時保育事業	急な用件で保育できない場合の時間単位、半日単位での保育	施設数2か所 定員 10人	施設数2か所 定員 10人
⑧ ショートステイ事業	児童療護施設などでの宿泊を伴う一時預かり保育	未実施	実施しません。
⑨ 病後児保育(派遣型)	病気回復期にある児童の自宅での派遣による保育	未実施	実施しません。
⑩ 病後児保育(施設型)	病気回復期にある児童の施設における保育	未実施	実施しません。
⑪ 特定保育事業	保育所での平日日中の非定期的な保育	未実施	実施しません。
⑫ ファミリー・サポート・センター事業	支援を受けたい人と協力できる人とのネットワーク拠点整備	未実施	実施しません。
⑬ 地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談や情報提供の拠点整備	未実施	実施しません。
⑭ つどいの広場事業	子育て中の親が集まり、相談や交流のできる機会提供	未実施	実施しません。

(2) 目標事業量設定の考え方

① 通常保育事業

アンケートによると、保育サービスの平日の利用意向は81.9%で、その内、主に希望するサービスとして保育所と答えている方が90.6%となっています。今後も高いニーズに応えるために内容の充実にも努めます。

② 延長保育事業

今後も高いニーズに応えるために内容の充実にも努めます。

③ 夜間保育事業

アンケートによるとニーズがないので、早急な実施は必要ないと考えられます。今後、必要に応じて検討していきます。

④ トワイライトステイ事業

アンケートによるとニーズがないので、早急な実施は必要ないと考えられます。今後、必要に応じて検討していきます。

⑤ 休日保育事業

今後の検討課題とします。

⑥ 放課後児童健全育成事業

今後の検討課題とします。

⑦ 一時保育事業

現状維持で内容の充実に努めます。

⑧ ショートステイ事業

アンケートによるとニーズがないので、早急な実施は必要ないと考えられます。今後、必要に応じて検討していきます。

⑨ 病後児保育（派遣型）

今後の検討課題とします。

⑩ 病後児保育（施設型）

今後の検討課題とします。

⑪ 特定保育事業

一時保育事業で対応ができます。

⑫ ファミリー・サポート・センター事業

今後の検討課題とします。

⑬ 地域子育て支援センター事業

今後の検討課題とします。

⑭ つどいの広場事業

今後の検討課題とします。

第5章 行動計画の推進

1. 推進体制

「相良村次世代育成支援行動計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、情報公開していきます。

また、同時に後期5ヵ年の行動計画策定も視野に入れ、幅広く住民の意見を聴取していきます。

(1) 庁内推進体制

施策	事業	実施時期		担当課
		前期	後期	
① 庁内推進体制の整備 次世代育成支援行動計画の進捗状況については年度毎に正確に把握し、計画を総合的に推進する庁内連絡会議を設置します。	庁内連絡会議の設置	実施	継続	保健福祉課
② 行動計画進捗状況の公表等 行動計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	行動計画進捗状況の公表等	実施	継続	保健福祉課

(2) 庁外推進体制

施策	事業	実施時期		関連団体
		前期	後期	
① 住民参加の推進体制の整備	推進協議会等の組織による行動計画の点検	実施	継続	保健福祉課

2. 今後の課題

- 地域における子育て支援サービスの充実においては、地域資源の掘り起こしを推進する。
- 思春期保健対策として、健康教育、相談事業の強化を必要とする。
- 子どもの心身の健やかな成長には、親子ともに生命の大切さの理解と、尊重心を育てる家庭教育の充実を推進する。
- 子育てを支援する生活環境の整備については、総合計画と整合性を図りながら推進する。
- 地域住民との連携を密にした、要保護児童対策地域協議会活動の充実を図り、虐待防止と早期発見に努める。
- 重点的視点については、今期計画では3つの視点を推進しましたが、後期計画については、サービス利用者の視点・社会全体による支援の視点・地域における社会資源の効果的な活用の視点・サービスの視点・地域特性の視点を取り入れる計画策定が必要である。

資料編

1. 児童人口推計

■推計方法■

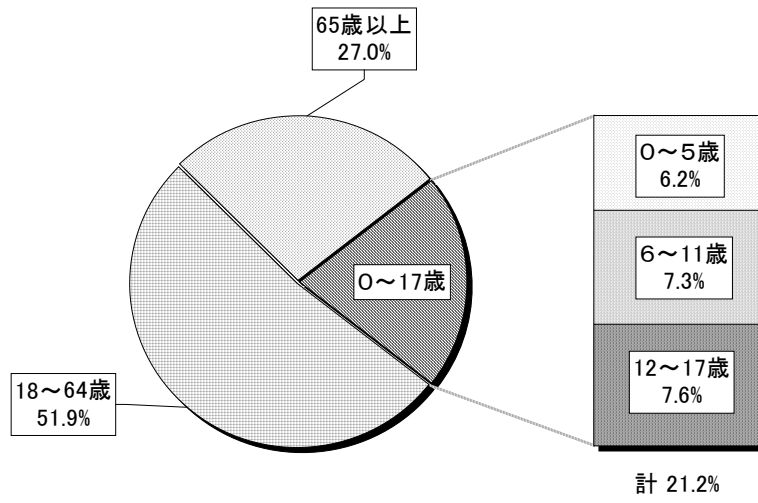
- 住民基本台帳（平成11年～15年の各4月1日時点）および外国人登録の実績値を使用し、センサス変化率法を用い推計しました。
- 0～17歳の児童の平成17～21年度における年齢別推計人口は次のとおりです。

表(資料)-1 年齢別児童人口推計

年度齢	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比	児童人口	総人口比
合計	1,093人	19.3%	1,124人	19.9%	1,140人	20.1%	1,171人	20.6%	1,203人	21.2%
0歳	52	0.9	52	0.9	52	0.9	51	0.9	52	0.9
1歳	46	0.8	51	0.9	51	0.9	51	0.9	50	0.9
2歳	49	0.9	50	0.9	56	1.0	56	1.0	56	1.0
3歳	68	1.2	56	1.0	57	1.0	64	1.1	64	1.1
4歳	49	0.9	70	1.2	58	1.0	59	1.0	66	1.2
5歳	55	1.0	57	1.0	78	1.4	65	1.1	67	1.2
小計	319	5.6	336	5.9	352	6.2	346	6.1	355	6.2
6歳	47	0.8	59	1.0	62	1.1	83	1.5	69	1.2
7歳	59	1.0	49	0.9	63	1.1	67	1.2	87	1.5
8歳	49	0.9	61	1.1	51	0.9	66	1.2	70	1.2
9歳	75	1.3	50	0.9	62	1.1	52	0.9	67	1.2
10歳	55	1.0	76	1.3	51	0.9	63	1.1	53	0.9
11歳	81	1.4	60	1.1	82	1.4	55	1.0	68	1.2
小計	366	6.5	355	6.3	371	6.5	386	6.8	414	7.3
12歳	57	1.0	82	1.4	61	1.1	84	1.5	56	1.0
13歳	68	1.2	58	1.0	84	1.5	63	1.1	86	1.5
14歳	67	1.2	71	1.3	61	1.1	88	1.6	66	1.2
15歳	71	1.3	71	1.3	74	1.3	64	1.1	93	1.6
16歳	83	1.5	68	1.2	69	1.2	71	1.3	62	1.1
17歳	62	1.1	83	1.5	68	1.2	69	1.2	71	1.2
小計	408	7.2	433	7.7	417	7.4	439	7.7	434	7.6

*総人口比は、端数処理の関係で小計の数値が合わない場合があります。

図(資料)-1 平成 21 年度推計値における人口構成



2. 子育て支援に対する意識・ニーズ

(1) 就学前児童・小学生保護者の意識・ニーズ

■実施概要■

- 就学前児童用、小学校児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により、平成15年11月～平成16年1月に調査を実施しました。
- 就学前児童用については、村内に在住する0歳～5歳の就学前の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票の配布・回収は郵送方式としました。
- 小学校児童用については、村内に在住する小学校1年生～6年生の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票の配布・回収は郵送方式としました。
- 配布数・回答数は次のとおりです。

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	198	136	68.7%
小学校児童用	239	162	67.8%

■抜 粋■

～①保育サービス～

保育サービスの利用希望（「利用したい」）	
平日	81.9 %
土曜日	67.9 %
日曜日・祝日	24.6 %
保育サービスを利用したい主な理由	現在就労中（55.3%）
平日の保育状況	
「家庭で保護者がみている」	36.8 %
「保育所」	75.3 %

～②放課後児童クラブ～

放課後児童クラブの利用希望（「利用したい」）		
	平日	31.4 %
	土曜日	40.1 %
放課後児童クラブの利用状況（「利用している」）		
	平日	—
	土曜日	—

～③子育て支援サービス～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
認知状況 「知らない」	家庭教育に関する学級・講座 (69.4%)	家庭教育に関する学級・講座 (64.0%)
利用状況 「利用したことがない」	家庭児童相談室 (88.1%)	家庭児童相談室 (83.9%)
利用意向 「利用したい」	保育所や幼稚園の園庭等開放 (43.3%)	母親学級・両親学級・育児学級 保育所や幼稚園の園庭等開放 (25.5%)

～④子育てについて～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
不安感・負担感 を感じる	27.6 %	31.1 %
最も悩んでいること	病気や発育・発達 (31.3%)	子供との時間がとれない (34.8%)
充実してほしい 施策	保育所等費用負担の軽減 (59.0%)	子連れで楽しむ場の増設 (51.6%)

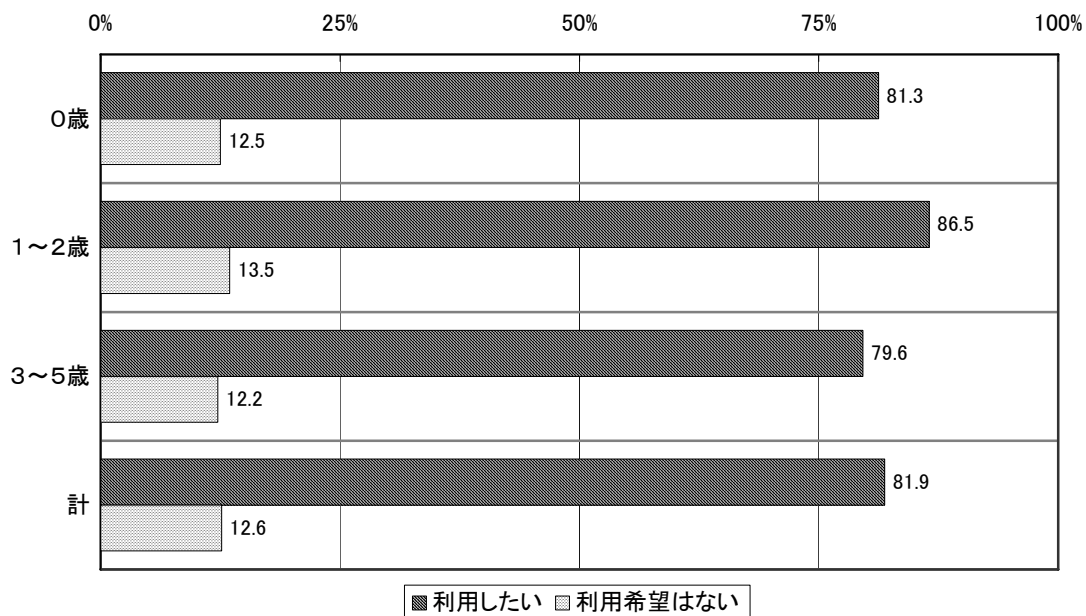
① 保育サービスについて

ア. 保育サービスの利用希望

(7) 平日の利用希望

「利用したい」が 81.9%を占め、「利用希望はない」が 12.6%という結果となっています。また、「利用したい」は1～2歳が86.5%と最も高率で、次いで0歳の81.3%となっています。

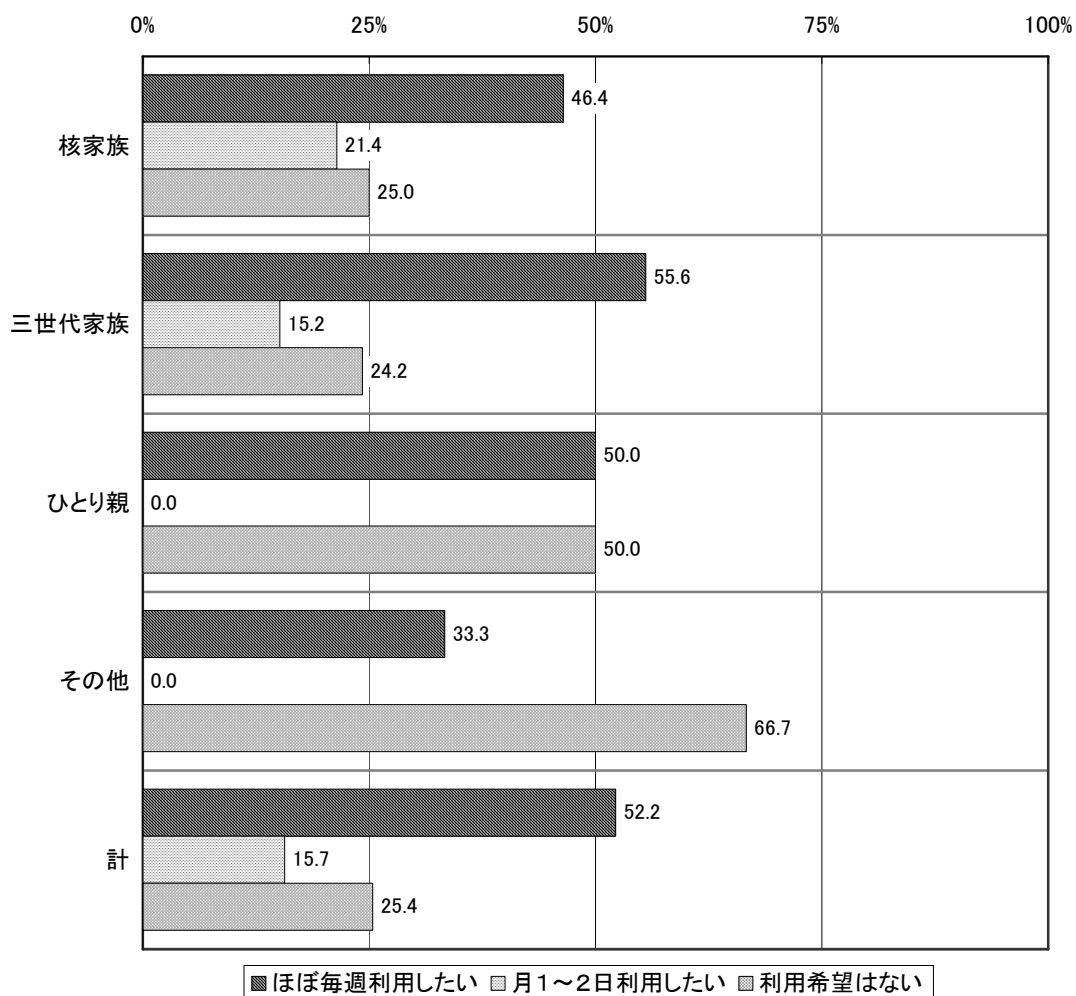
図(資料)-2 保育サービス等の利用希望 (平日)/n=182



(イ) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が52.2%、「月1～2日利用したい」が15.7%、「利用希望はない」が25.4%という結果になっています。

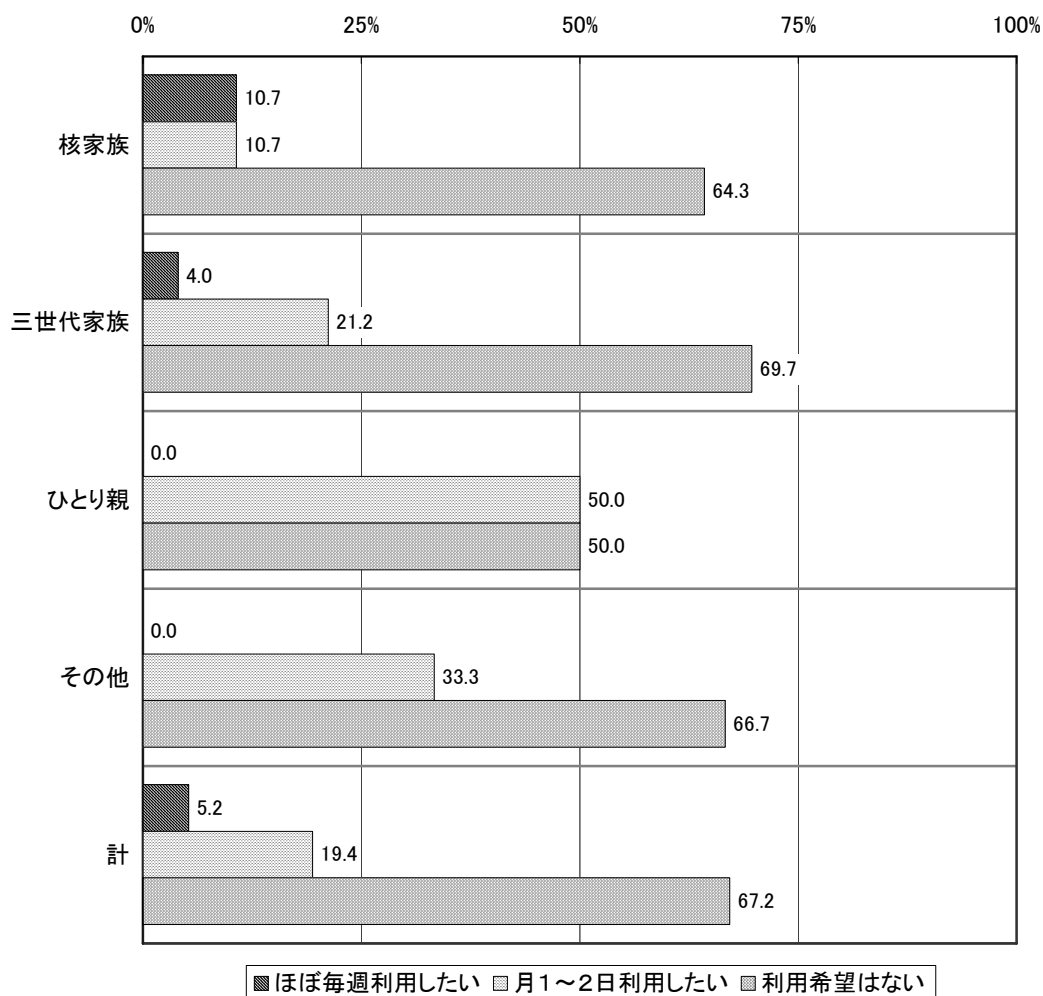
図(資料)-3 保育サービス等の利用希望 (土曜日)/n=134



(ウ) 日曜日・祝日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が 5.2%、「月1～2日利用したい」が 19.4%、「利用希望はない」が 67.2%という結果になっています。

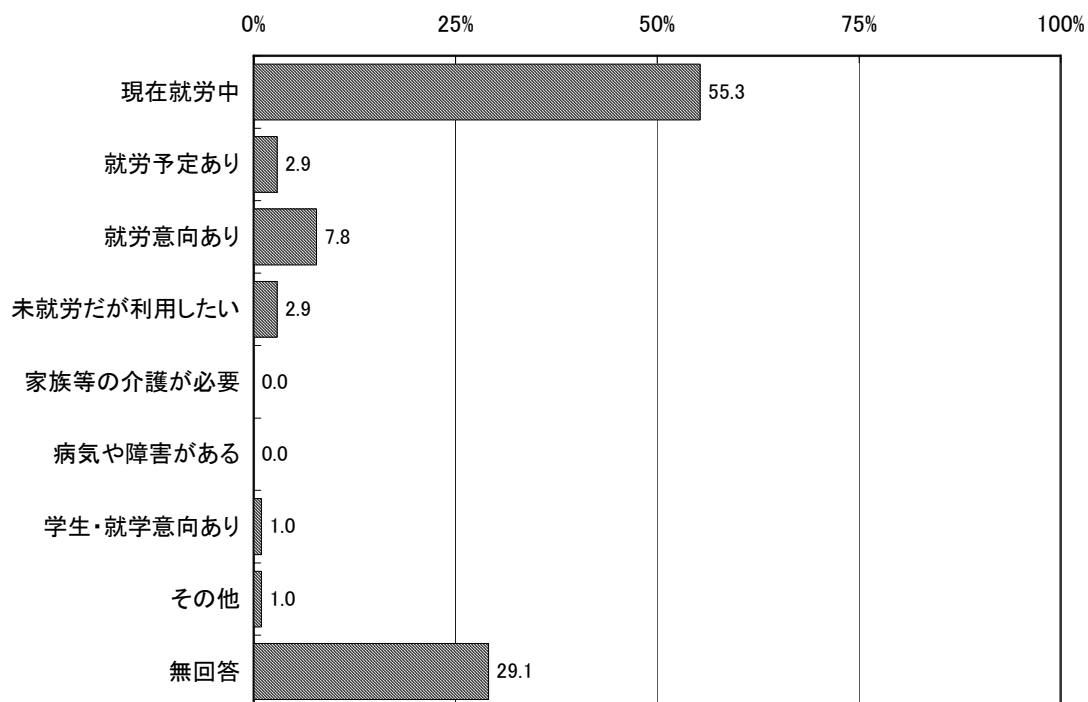
図(資料)-4 保育サービス等の利用希望（日曜日・祝日）/n=134



イ. 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）

「現在就労中」が55.3%と最も高率で、「就労意向あり」7.8%、「就労予定あり」、「未就労だが利用したい」2.9%と続いています。

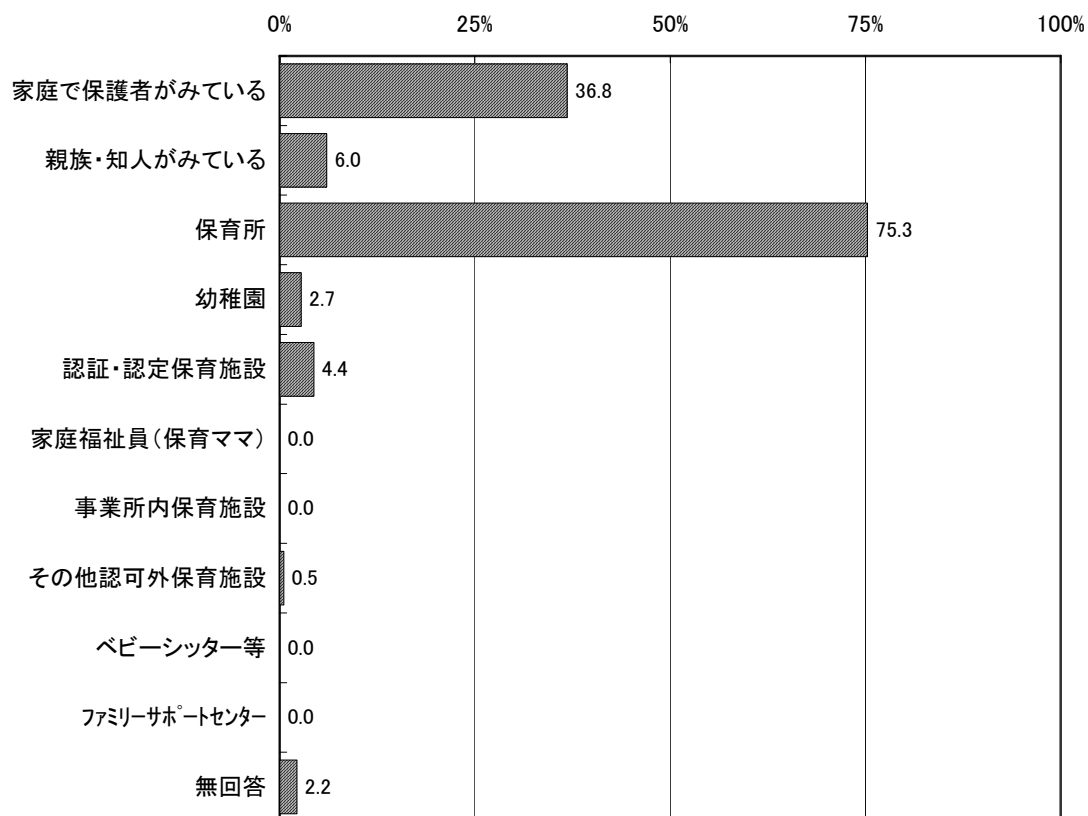
図(資料)-5 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）/n=103



ウ. 保育サービスの利用状況（平日）

「保育所」が75.3%と最も高率で、「家庭で保護者がみている」36.8%、「親族・知人がみている」6.0%の順になっています。

図(資料)-6 保育サービスの利用状況（平日）/n=182〔重複回答〕



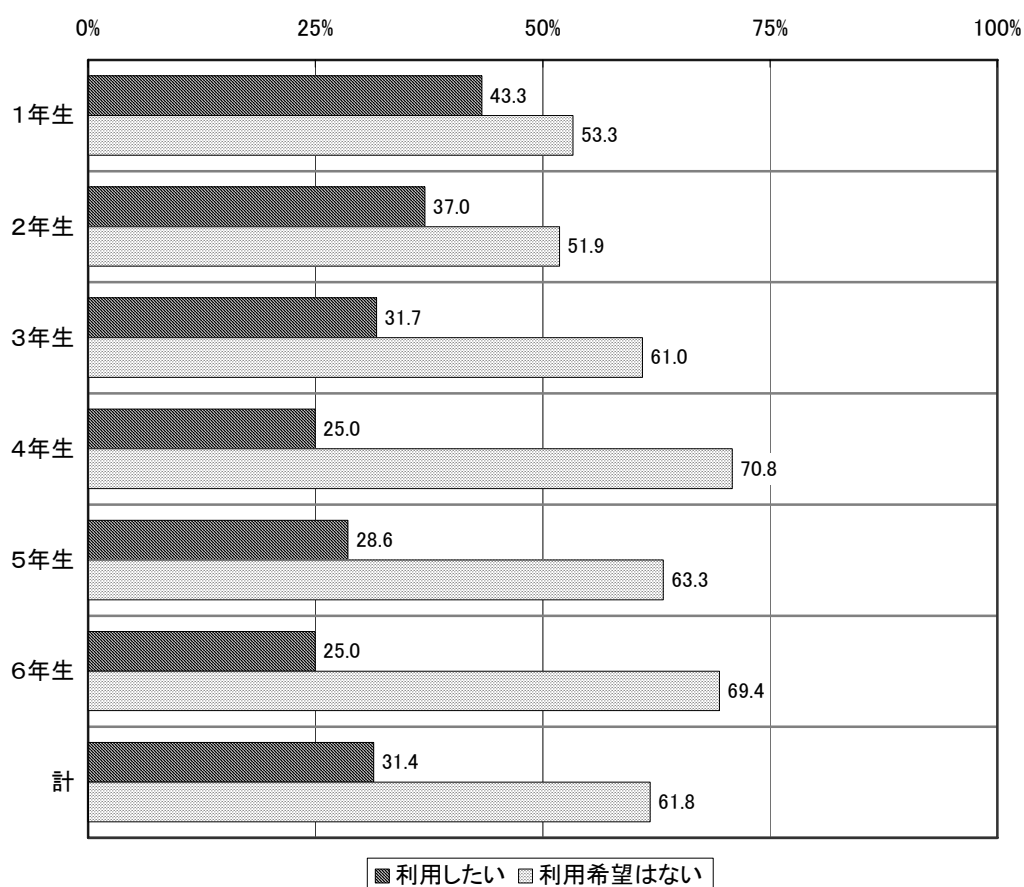
② 放課後児童クラブについて

ア. 放課後児童クラブの利用希望

(7) 平日の利用希望

「利用したい」が31.4%、「利用希望はない」が61.8%という結果になっています。また、「利用したい」は1年生が43.3%と最も高率で、2年生37.0%、3年生31.7%と続き、「利用希望はない」は4年生70.8%、6年生69.4%、5年生63.3%の順に高率となっています。

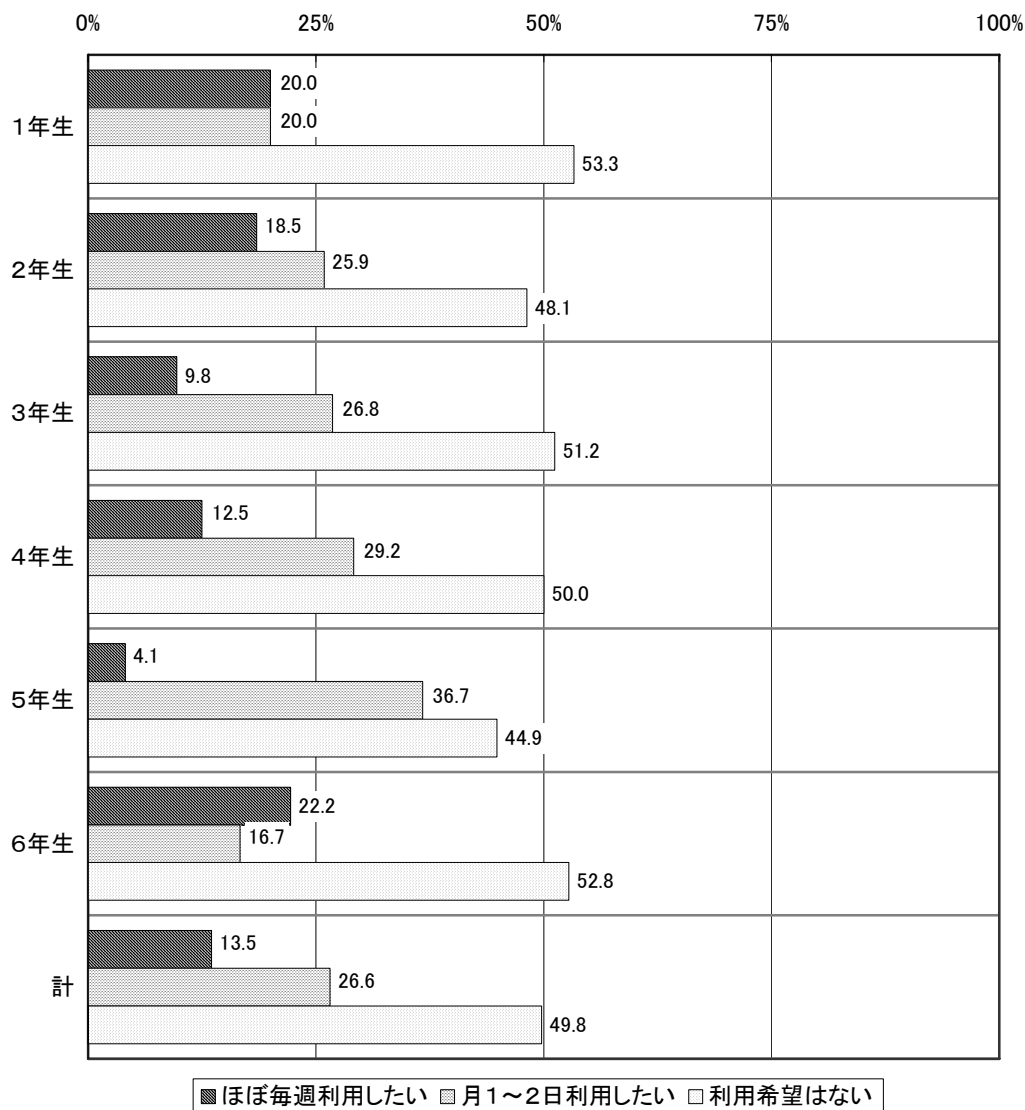
図(資料)-7 平日の利用希望/n=207



(イ) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が13.5%、「月1～2日利用したい」が26.6%、「利用希望はない」が49.8%という結果になっています。また、「ほぼ毎週利用したい」は6年生が22.2%と最も高率で、1年生20.0%、2年生18.5%と続き、「月1～2日利用したい」は5年生36.7%、4年生29.2%、3年生26.8%の順に高率となっています。

図(資料)-8 土曜日の利用希望/n=207



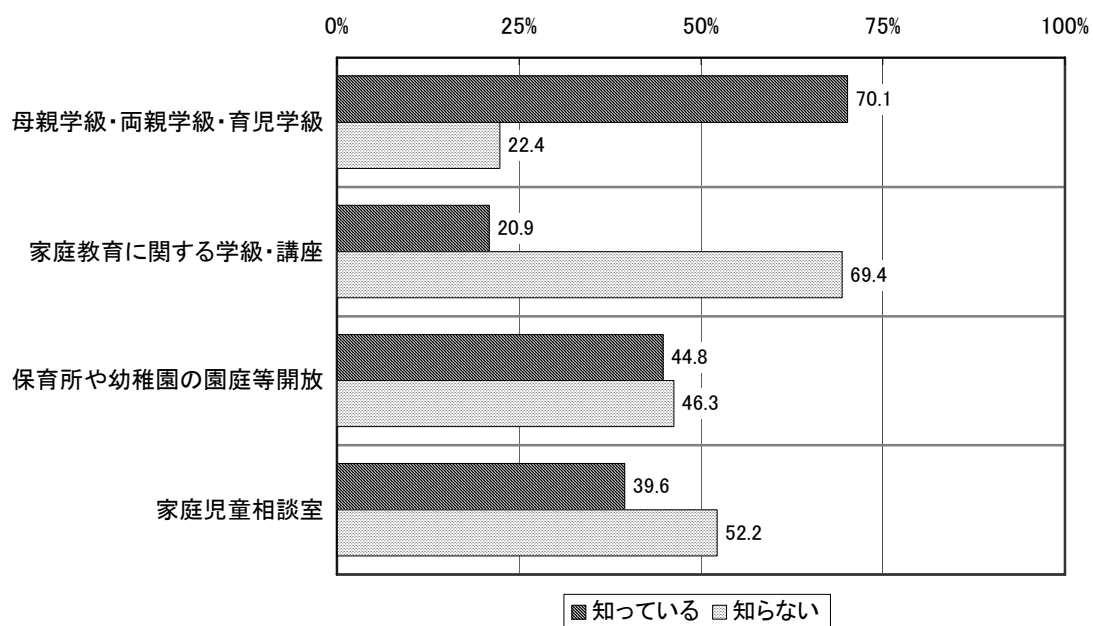
③ 子育て支援サービスについて

ア. 子育て支援サービスの認知状況

(7) 就学前児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が70.1%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」44.8%、「家庭児童相談室」39.6%と続き、「家庭教育に関する学級・講座」が20.9%で最も低率となっています。

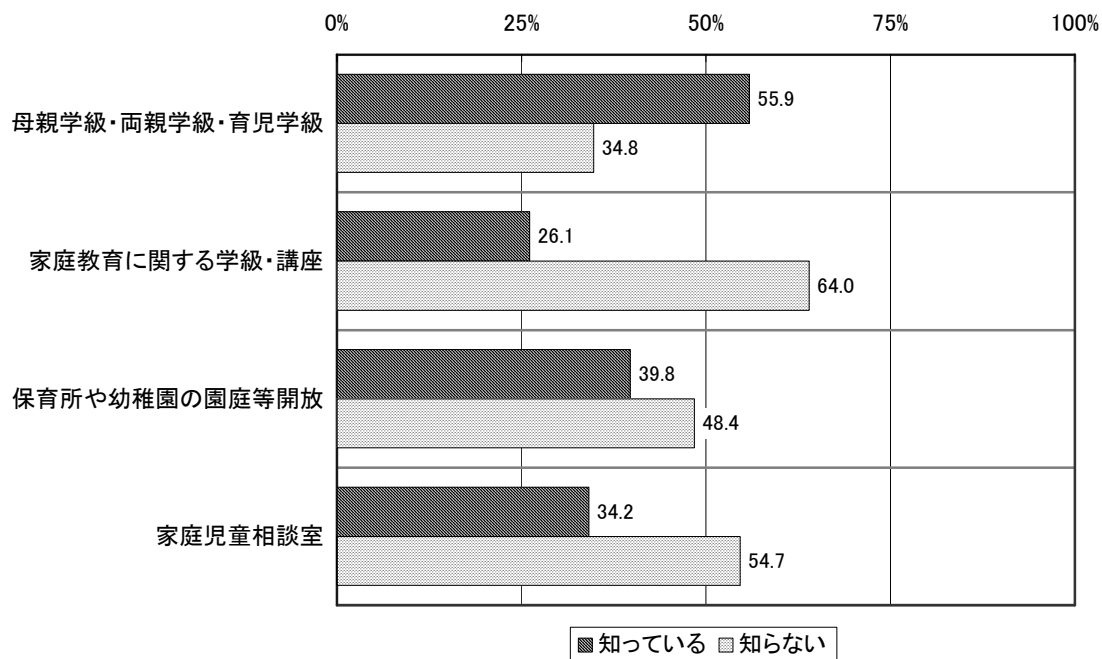
図(資料)-9 就学前児童の保護者の認知状況/n=134



(イ) 小学生児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が 55.9%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」39.8%、「家庭児童相談室」34.2%と続き、「家庭教育に関する学級・講座」が 26.1%で最も低率となっています。

図(資料)-10 小学生児童の保護者の認知状況/n=161

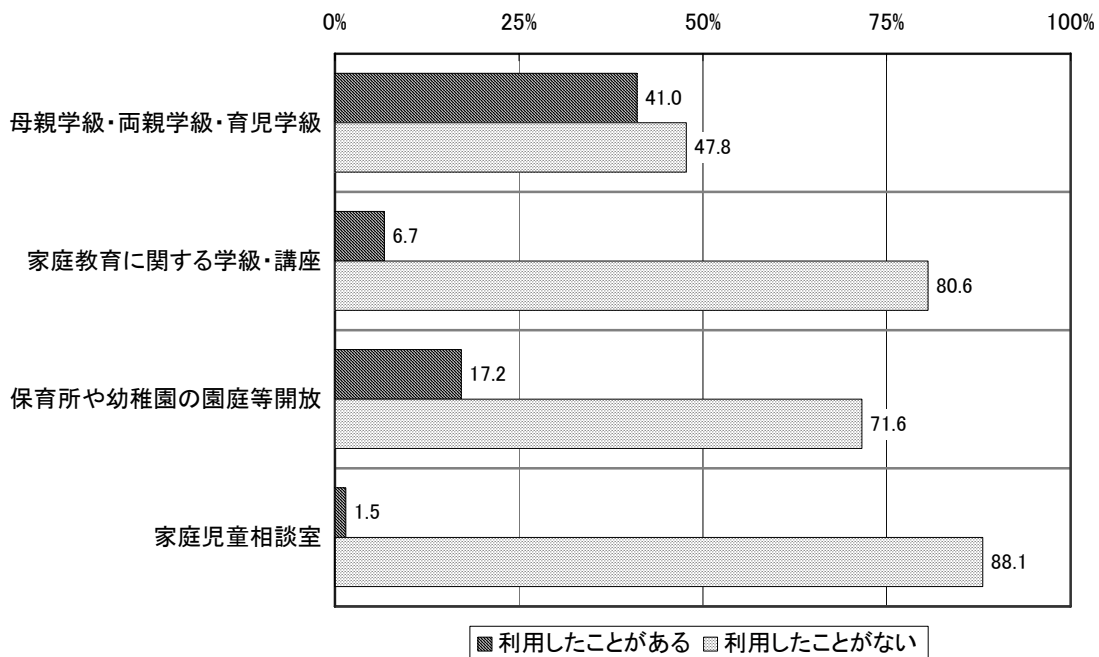


イ. 子育て支援サービスの利用状況

(7) 就学前児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が41.0%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」17.2%、「家庭教育に関する学級・講座」6.7%と続き、「家庭児童相談室」が1.5%で最も低率となっています。

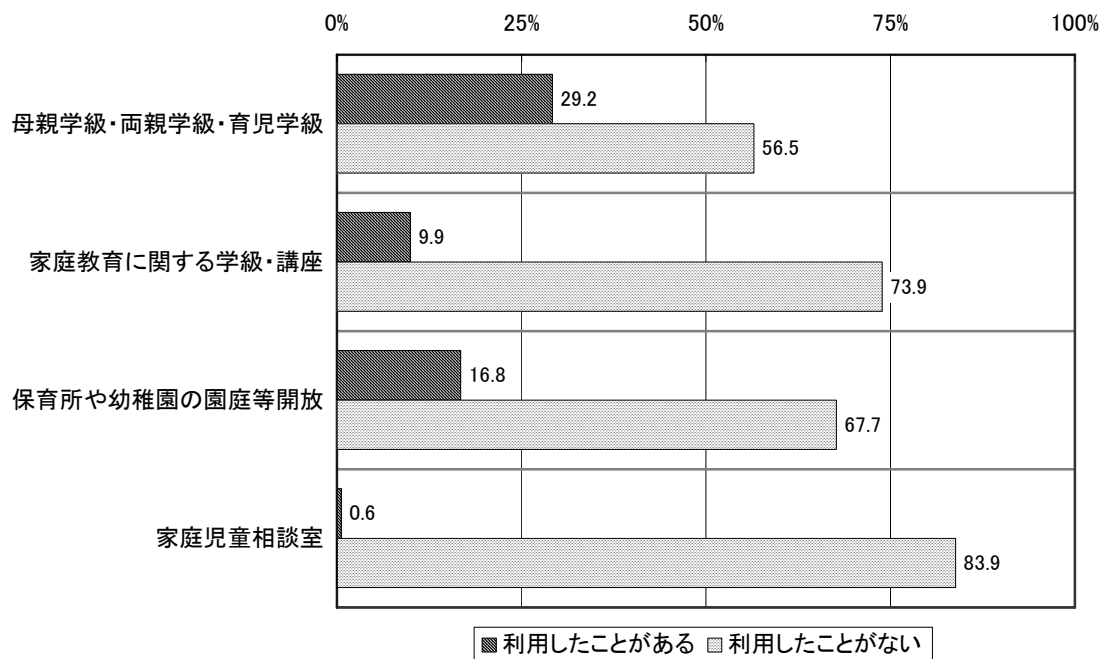
図(資料)-11 就学前児童の保護者の利用状況



(イ) 小学生児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が29.2%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」16.8%、「家庭教育に関する学級・講座」9.9%と続き、「家庭児童相談室」が0.6%で最も低率となっています。

図(資料)-12 小学生児童の保護者の利用状況

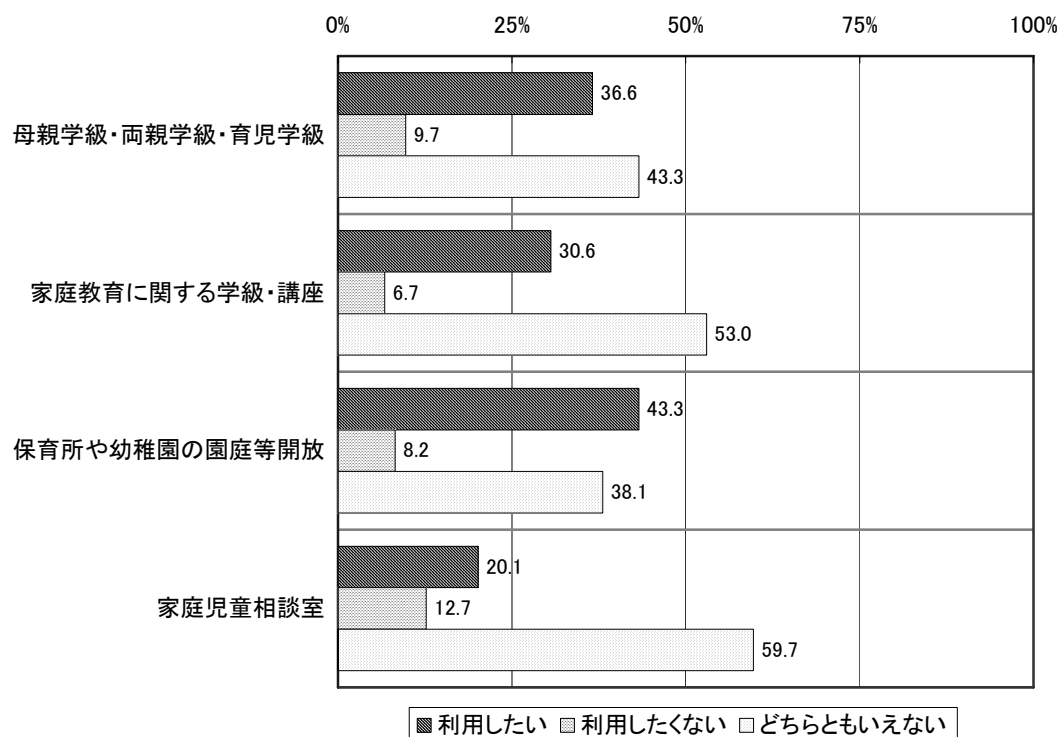


ウ. 子育て支援サービスの利用意向

(7) 就学前児童の保護者

『利用したい』をみると、「保育所や幼稚園の園庭等開放」が43.3%と最も高率で、「母親学級・両親学級・育児学級」36.6%、「家庭教育に関する学級・講座」30.6%と続き、「家庭児童相談室」が20.1%で最も低率となっています。

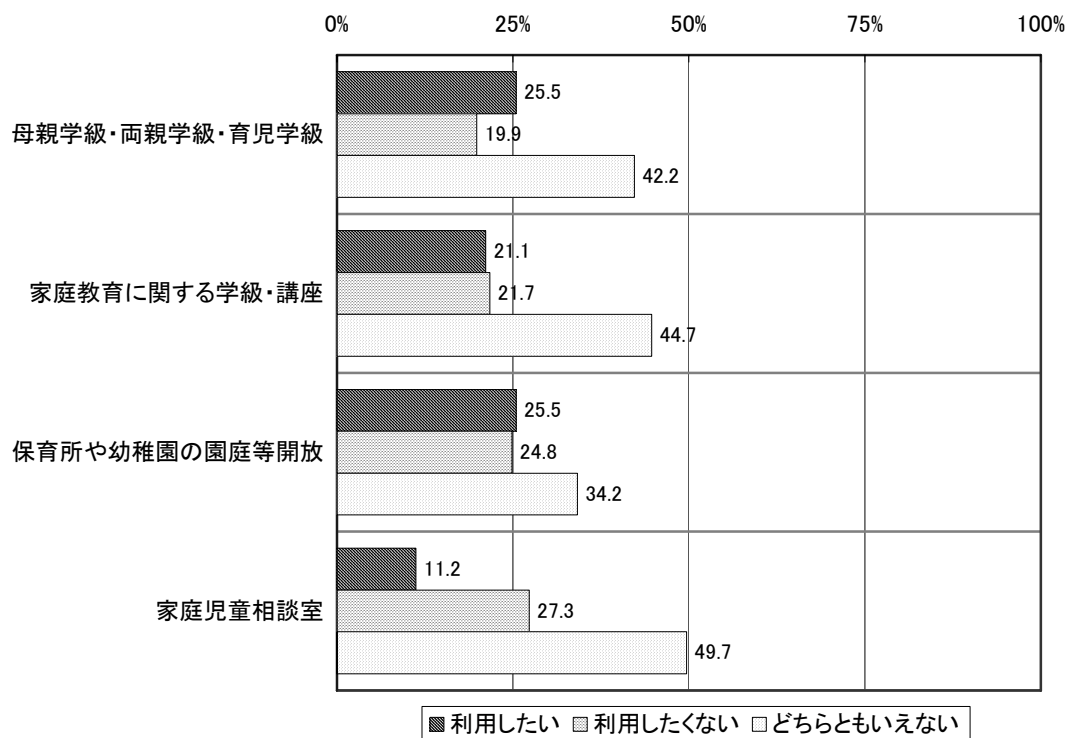
図(資料)-13 就学前児童の保護者の利用意向



(イ) 小学生児童の保護者

『利用したい』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」、「保育所や幼稚園の園庭等開放」が25.5%と最も高率で、以下、「家庭教育に関する学級・講座」21.1%と続き、「家庭児童相談室」が11.2%で最も低率となっています。

図(資料)-14 小学生児童の保護者の利用意向



④ 子育てについて

ア. 子育てに関する不安感・負担感

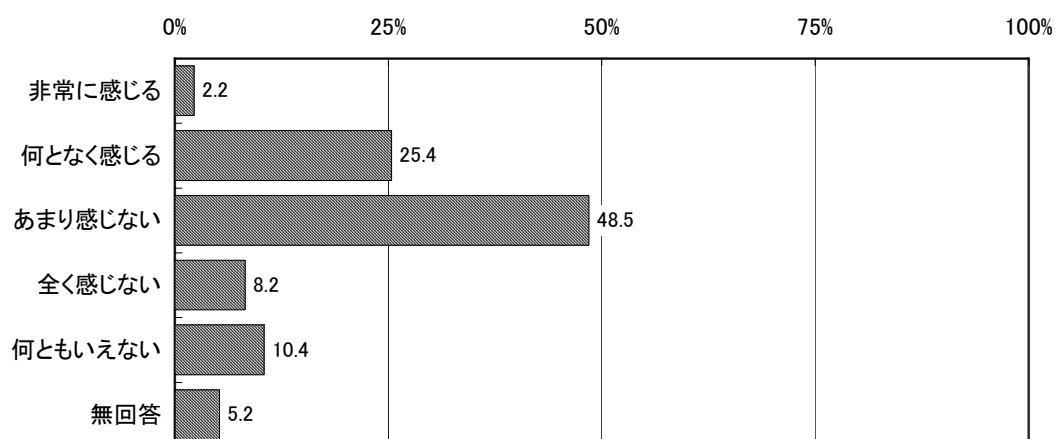
(7) 就学前児童の保護者

「非常に感じる」が2.2%、「何となく感じる」が25.4%であり、両者を合わせると27.6%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は48.5%、「全く感じない」は8.2%となっています。

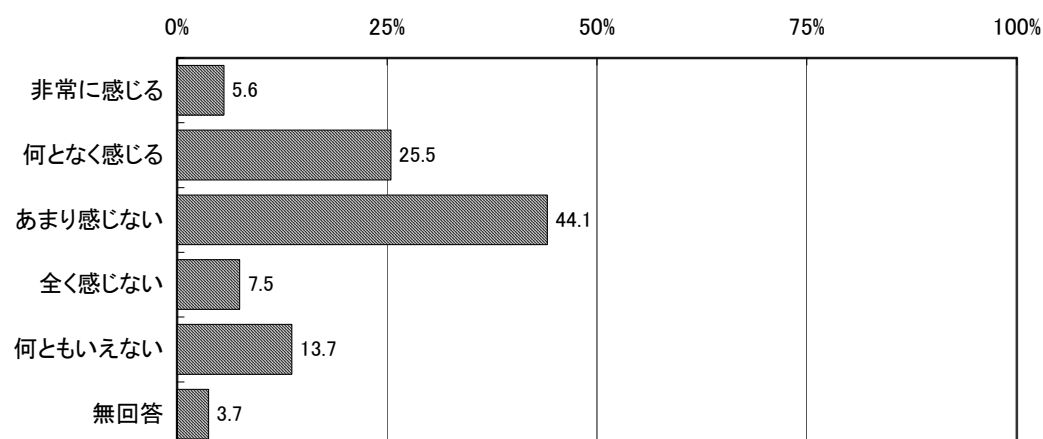
(1) 小学生児童の保護者

「非常に感じる」が5.6%、「何となく感じる」が25.5%であり、両者を合わせると31.1%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は44.1%、「全く感じない」は7.5%となっています。

図(資料)-15 就学前児童の保護者/n=134



図(資料)-16 小学生児童の保護者/n=161

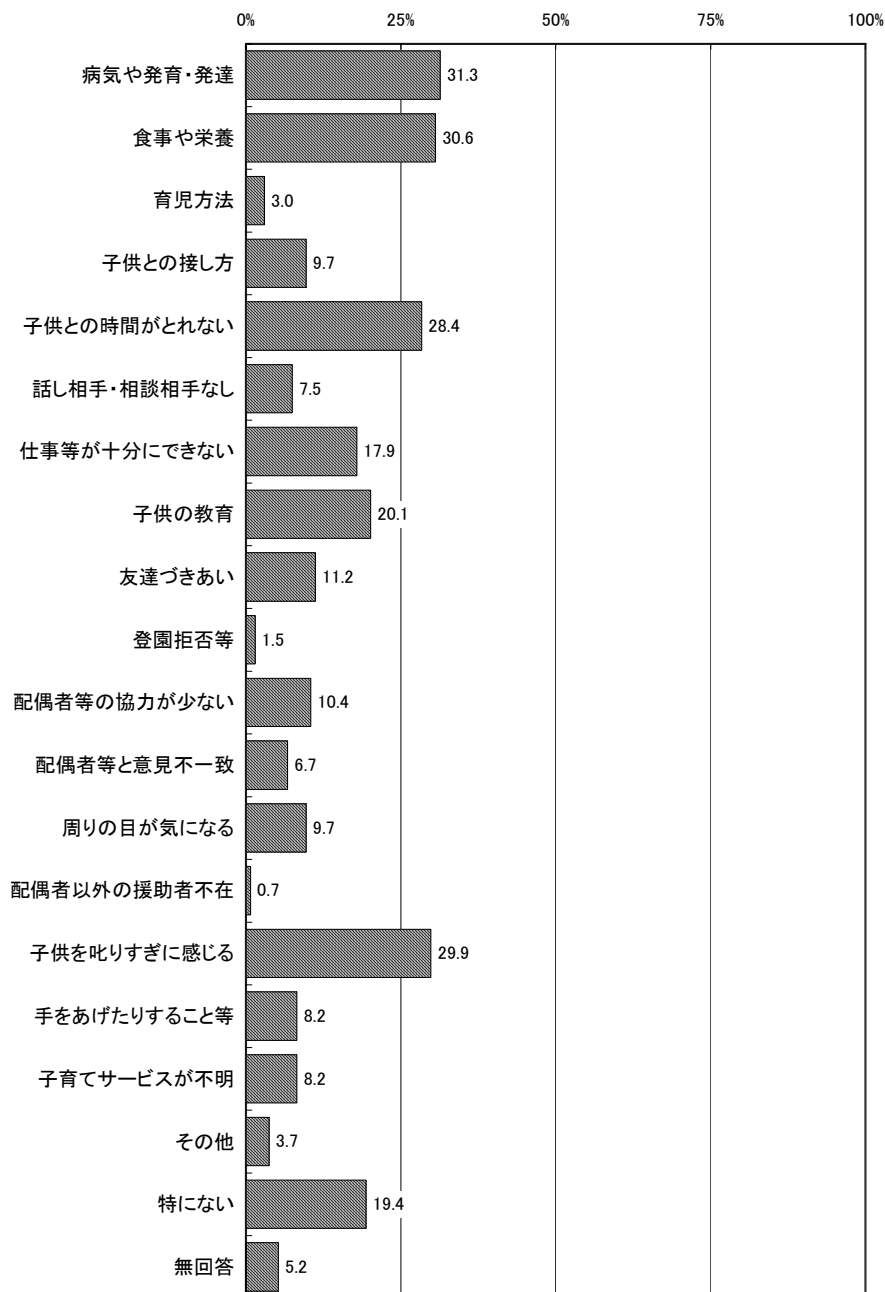


イ. 子育てについて悩んでいること

(7) 就学前児童の保護者

「病気や発育・発達」が31.3%と最も高率で、以下、「食事や栄養」30.6%、「子供を叱りすぎに感じる」29.9%の順となっており、19.4%が「特にない」と回答しています。

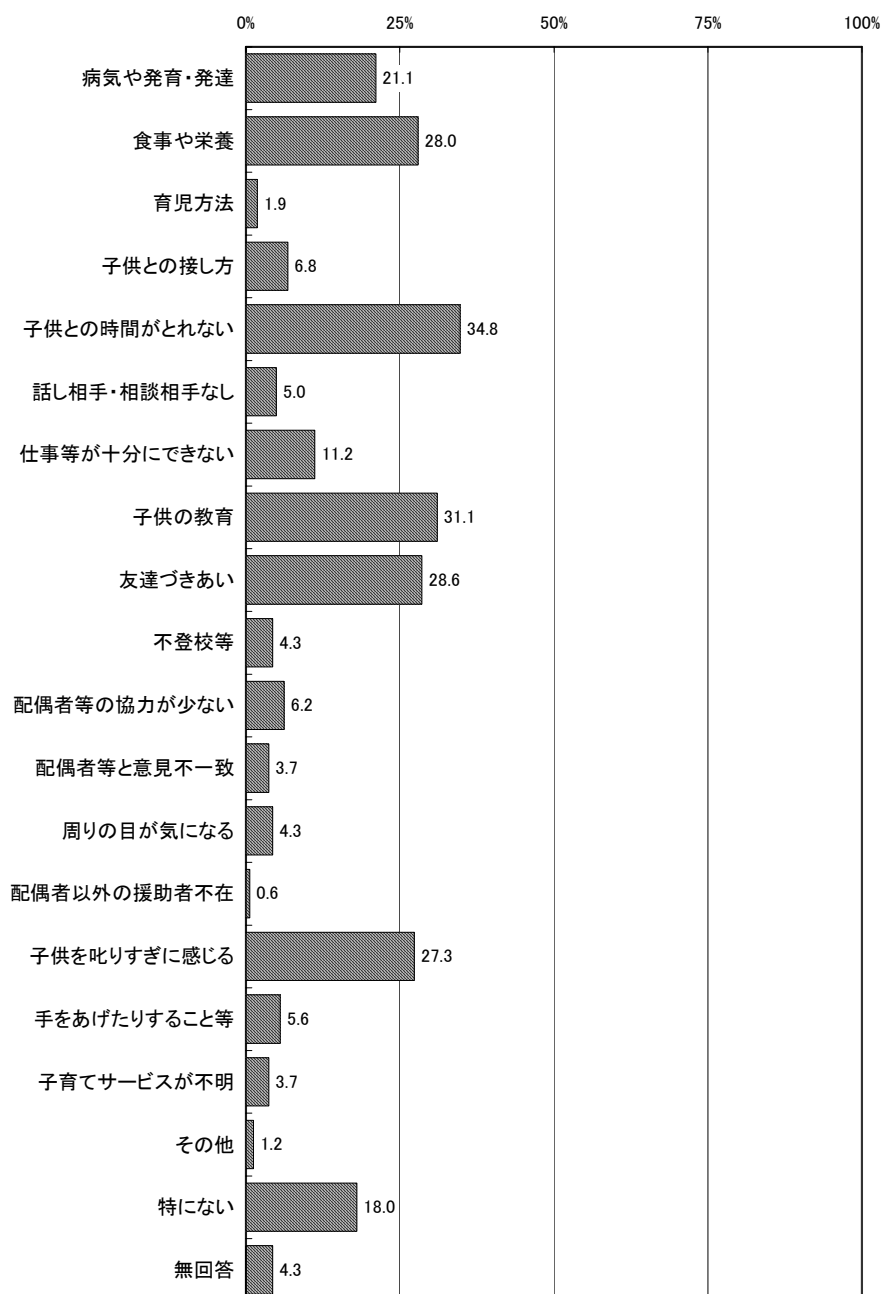
図(資料)-17 就学前児童の保護者/n=134〔重複回答〕



(イ) 小学生児童の保護者

「子供との時間がとれない」が34.8%と最も高率で、以下、「子供の教育」31.1%、「友達づきあい」28.6%の順となっており、18.0%が「特にない」と回答しています。

図(資料)-18 小学生児童の保護者/n=161〔重複回答〕

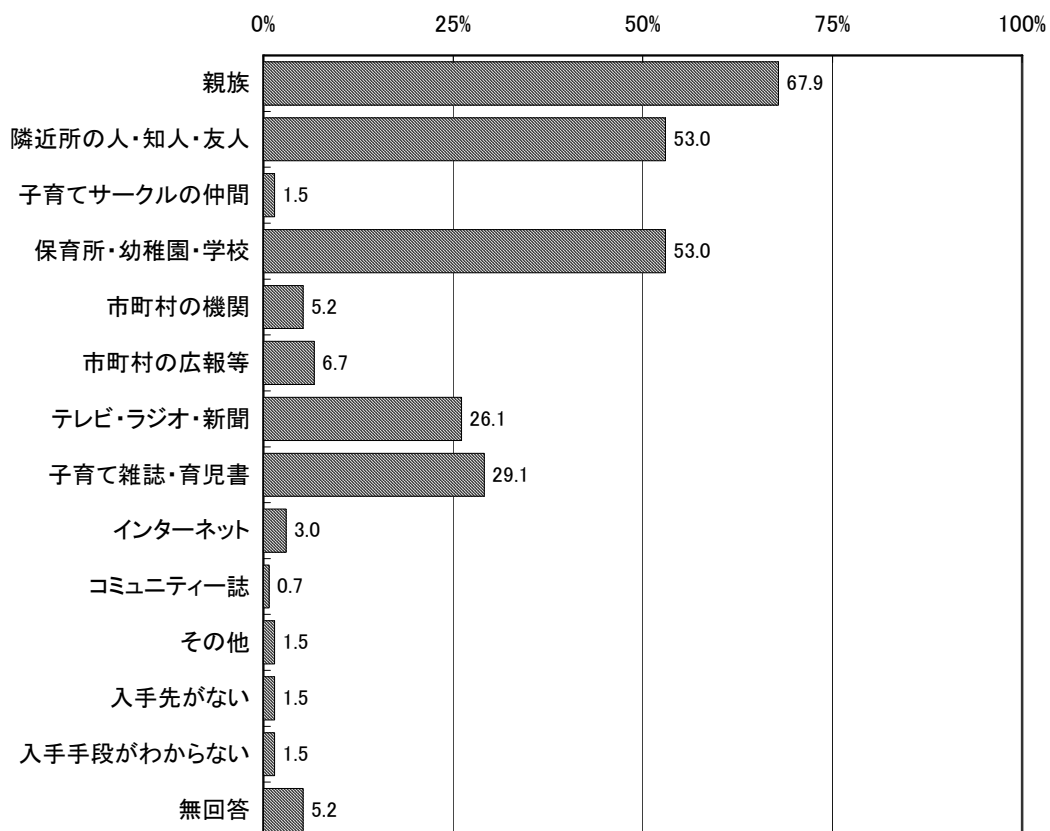


ウ. 子育てに関する情報の入手先

(7) 就学前児童の保護者

「親族」が67.9%と最も高率で、以下、「隣近所の人・知人・友人」、「保育所・幼稚園・学校」53.0%と続いています。また、1.5%が「入手先がない」、「入手手段がわからない」と回答しています。

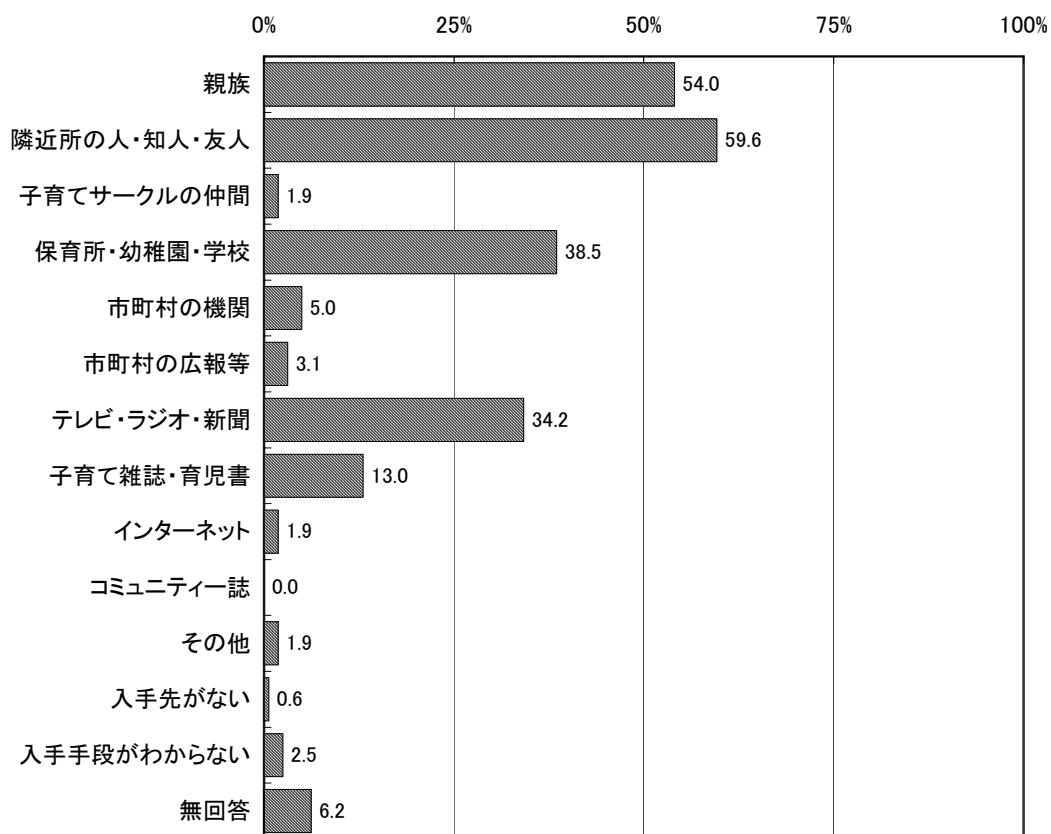
図(資料)-19 就学前児童の保護者/n=134〔重複回答〕



(イ) 小学生児童の保護者

「隣近所の人・知人・友人」が 59.6%と最も高率で、以下、「親族」54.0%、「保育所・幼稚園・学校」38.5%と続いています。また、0.6%が「入手先がない」、2.5%が「入手手段がわからない」と回答しています。

図(資料)-20 小学生児童の保護者/n=161〔重複回答〕

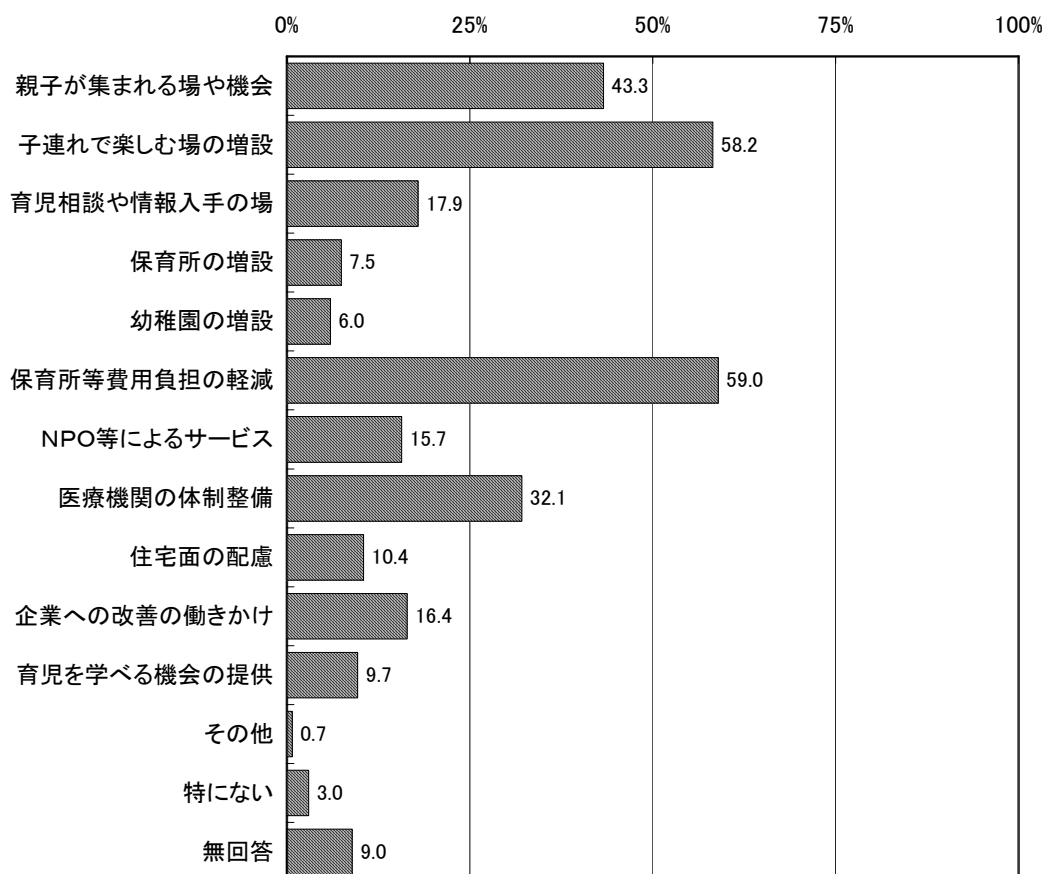


エ. 子育て支援について充実してほしい施策

(7) 就学前児童の保護者

「保育所等費用負担の軽減」が 59.0%と最も高率で、以下、「子連れで楽しむ場の増設」58.2%、「親子が集まれる場や機会」43.3%の順となっています。また、3.0%が「特にない」と回答しています。

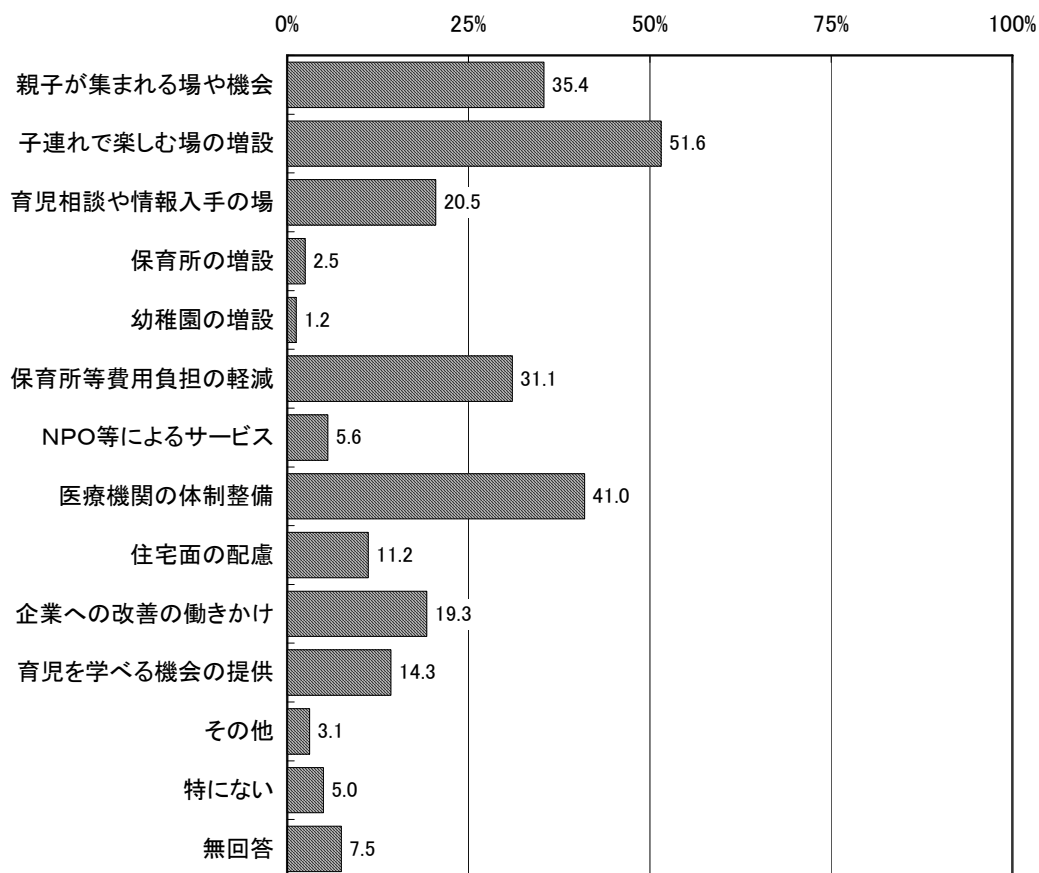
図(資料)-21 就学前児童の保護者/n=134〔重複回答〕



(イ) 小学生児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が51.6%と最も高率で、以下、「医療機関の体制整備」41.0%、「親子が集まれる場や機会」35.4%の順となっています。また、5.0%が「特にない」と回答しています。

図(資料)-22 小学生児童の保護者/n=161〔重複回答〕



(2) 母親・父親の子育てに関する意識・ニーズ

■実施概要■

- 母親、父親の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により、平成16年1月に調査を実施しました。
- 両調査ともに、町内に在住する就学前児童あるいは小学校児童を持つ母親、父親を調査対象としました。
- 配付数・回収数は次のとおりです。

	配布数	有効回答数	有効回答率
母親用	418	279	66.7%
父親用	389	263	67.6%

■抜 粋■

～①子育てについて～

	母 親	父 親
子育ての楽しさと辛さの度合 「いつも楽しい」&「楽しい方が多い」	71.7 %	74.1 %
子育てで最もよかったこと	子どもから学ぶことが多い (92.5 %)	家族との会話が弾むようになった (81.7 %)
自分の活動で優先していること	母 親	父 親
現実の優先事項	仕事等と育児は同等 (32.6%)	仕事等自分の活動に専念 (35.0%)
希望する優先事項	仕事等自分の活動に専念 (36.2%)	仕事等自分の活動に専念 (30.8%)
子育てへのかかわり方の認識	母 親	父 親
本人 「十分である」&「ある程度十分」	86.4 %	71.1 %
配偶者等 「十分である」&「ある程度十分」	父親への評価 69.9 %	母親への評価 82.1 %

～②子育て支援サービスについて～

	母 親	父 親
保育サービスに最も期待すること	子どもの病気時の対応 (40.1%)	子どもの病気時の対応 (33.5%)
保育以外の支援サービスに最も期待すること	遊ばせる場等の提供 (51.3%)	遊ばせる場等の提供 (47.1%)

～③仕事と子育ての両立について～

	母 親	父 親
子育てをしながら働く上で最も問題となっていること	子育ての時間が足りない (41.1%)	子育ての時間が足りない (38.8%)

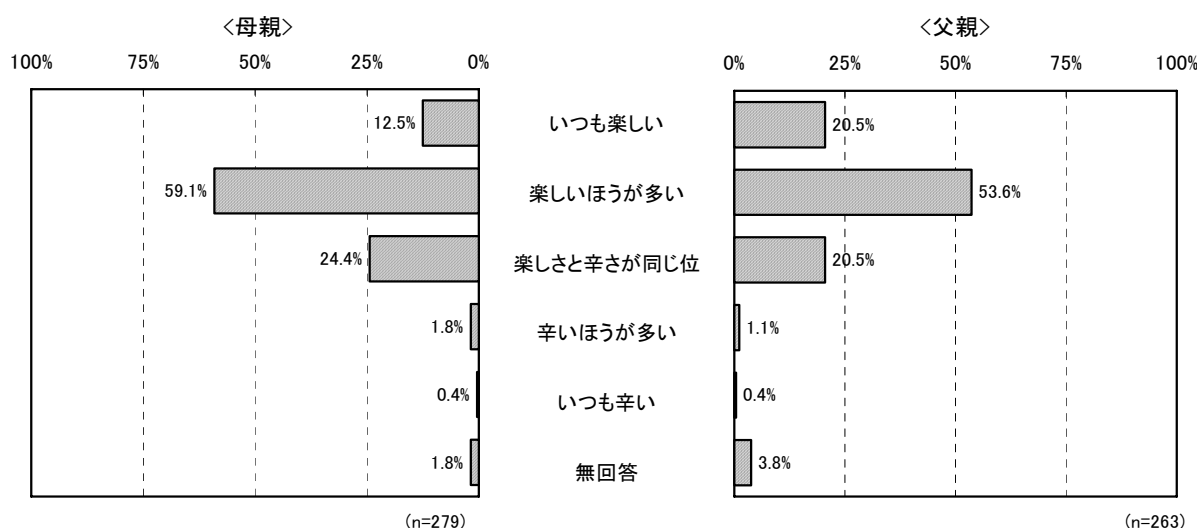
① 子育てについて

ア. 子育ての楽しさと辛さの度合い

母親の回答としては、「楽しいほうが多い」が最も高率で59.1%、次いで「楽しさと辛さが同じ位」の24.4%となっています。

父親の回答としては、「楽しいほうが多い」が最も高率で53.6%、次いで「いつも楽しい」の20.5%となっています。

図(資料)-23 子育ての楽しさと辛さの度合い



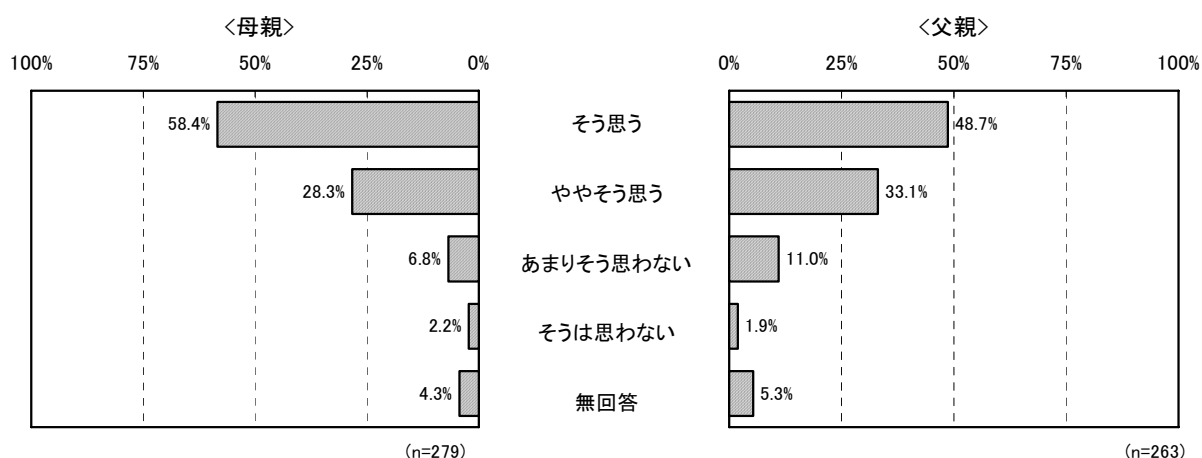
イ. 子育てでよかったこと

(7) 家族との会話が弾むようになった

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 58.4%、次いで「ややそう思う」の 28.3% となっています。

父親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 48.7%、次いで「ややそう思う」の 33.1% となっています。

図(資料)-24 家族との会話が弾むようになった

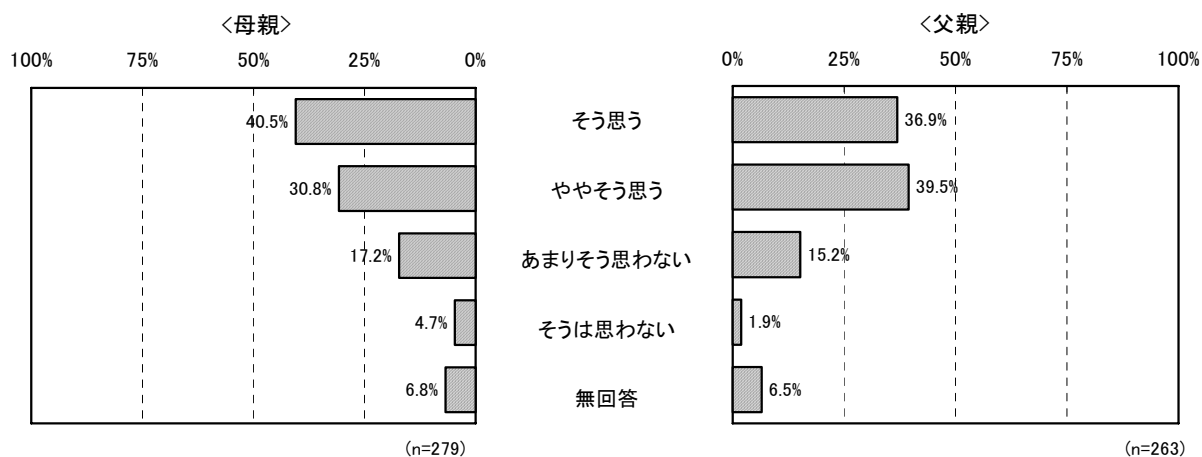


(4) 配偶者等との信頼が深まった

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 40.5%、次いで「ややそう思う」の 30.8% となっています。

父親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 39.5%、次いで「そう思う」の 36.9% となっています。

図(資料)-25 配偶者等との信頼が深まった

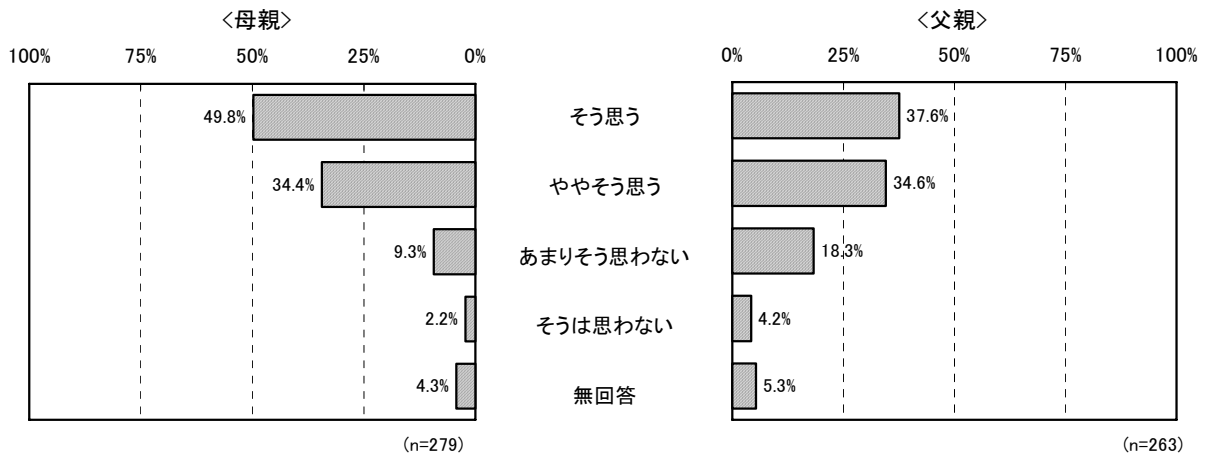


(ウ) 子供を通じて付き合いが広がった

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 49.8%、次いで「ややそう思う」の 34.4% となっています。

父親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 37.6%、次いで「ややそう思う」の 34.6% となっています。

図(資料)-26 子供を通じて付き合いが広がった

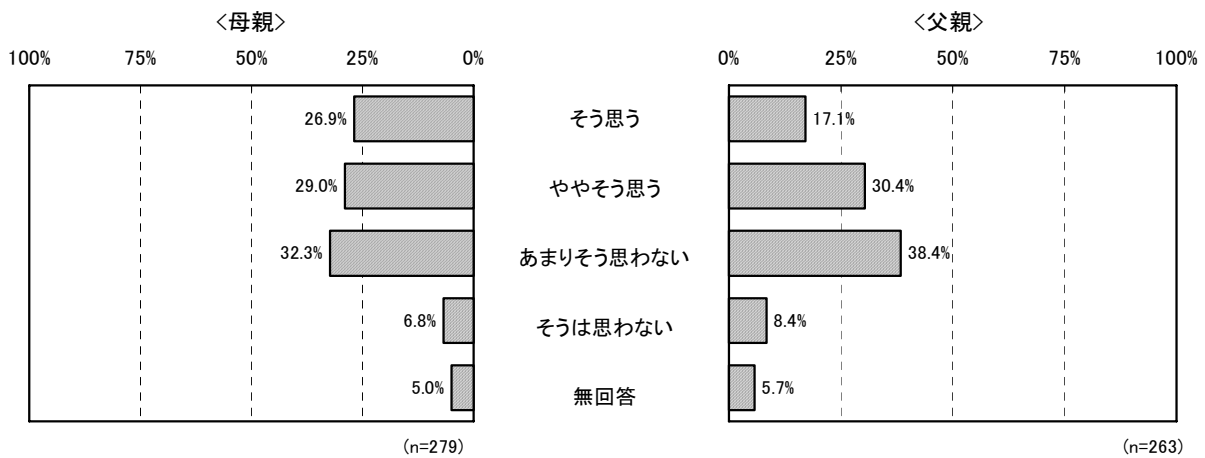


(エ) 経験が仕事・趣味等に役立った

母親の回答としては、「あまりそう思わない」が最も高率で 32.3%、次いで「ややそう思う」の 29.0% となっています。

父親の回答としては、「あまりそう思わない」が最も高率で 38.4%、次いで「ややそう思う」の 30.4% となっています。

図(資料)-27 経験が仕事・趣味等に役立った

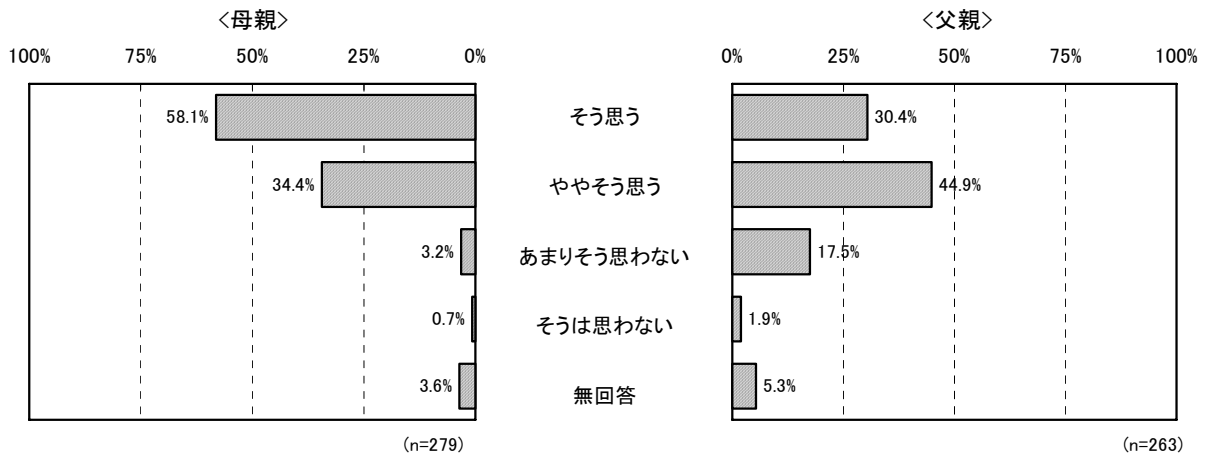


(オ) 子どもから学ぶことが多い

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 58.1%、次いで「ややそう思う」の 34.4% となっています。

父親の回答としては、「ややそう思う」が最も高率で 44.9%、次いで「そう思う」の 30.4% となっています。

図(資料)-28 子どもから学ぶことが多い

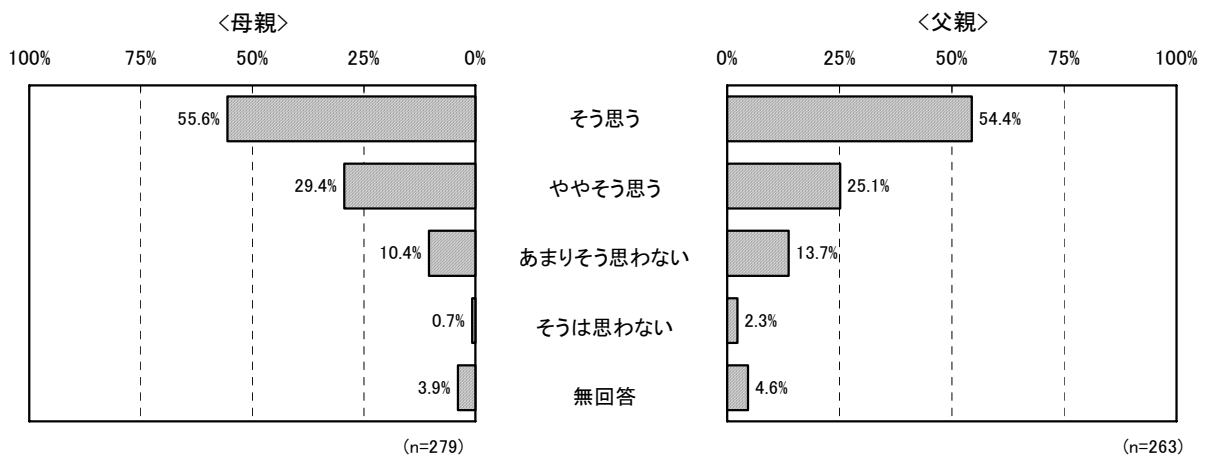


(カ) 自分をかけがえなく思えた

母親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 55.6%、次いで「ややそう思う」の 29.4% となっています。

父親の回答としては、「そう思う」が最も高率で 54.4%、次いで「ややそう思う」の 25.1% となっています。

図(資料)-29 自分をかけがえなく思えた



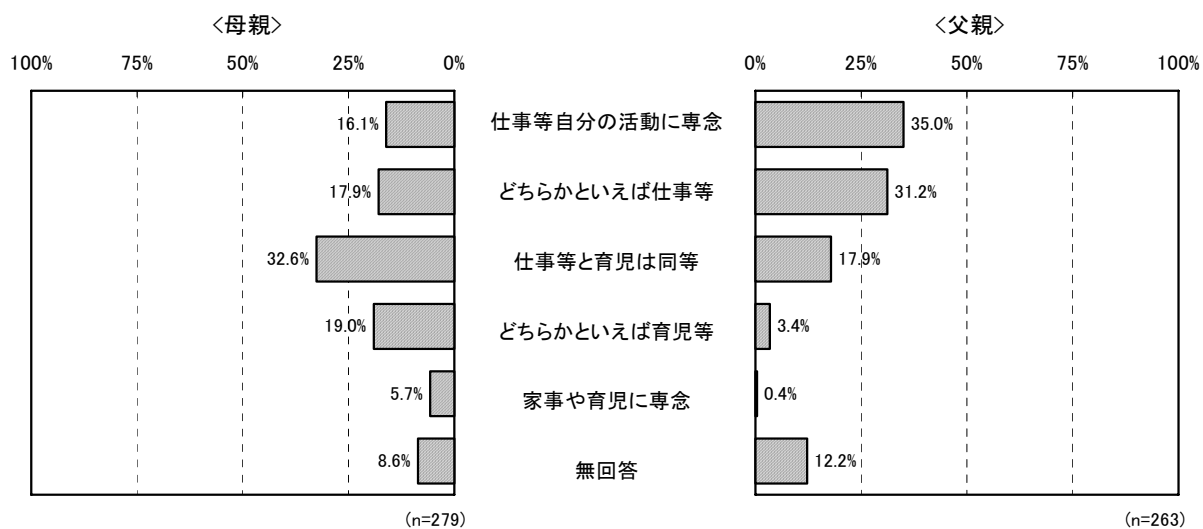
ウ. 子育て、仕事や趣味等自分の活動における優先状況

(7) 自分の活動における現実の優先状況

母親の回答としては、「仕事等と育児は同等」が最も高率で32.6%、次いで「どちらかといえば育児等」の19.0%となっています。

父親の回答としては、「仕事等自分の活動に専念」が最も高率で35.0%、次いで「どちらかといえば仕事等」の31.2%となっています。

図(資料)-30 自分の活動における現実の優先状況

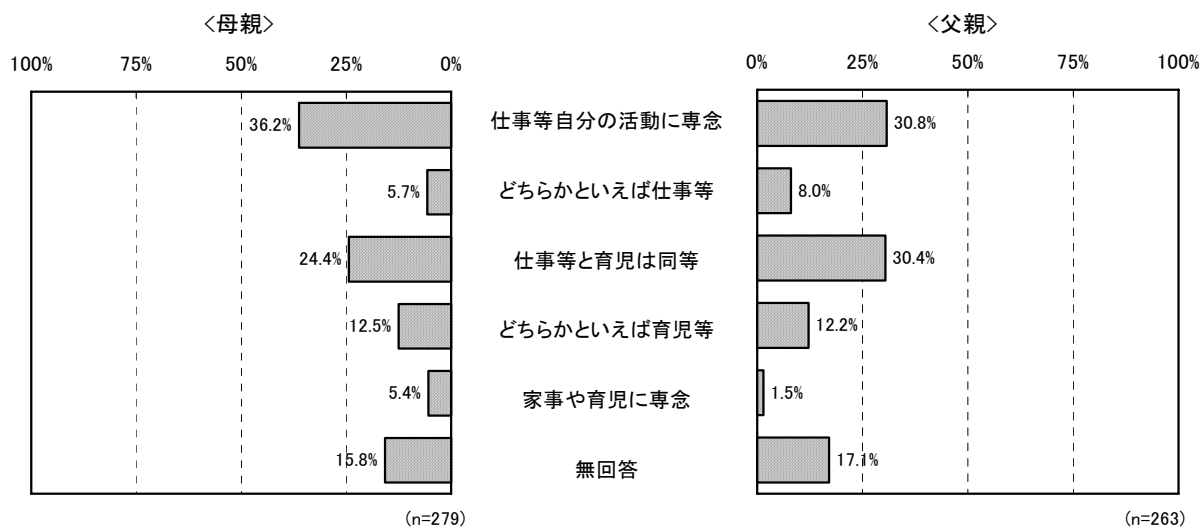


(イ) 自分の活動で希望する優先状況

母親の回答としては、「仕事等自分の活動に専念」が最も高率で36.2%、次いで「仕事等と育児は同等」の24.4%となっています。

父親の回答としては、「仕事等自分の活動に専念」が最も高率で30.8%、次いで「仕事等と育児は同等」の30.4%となっています。

図(資料)-31 自分の活動で希望する優先状況



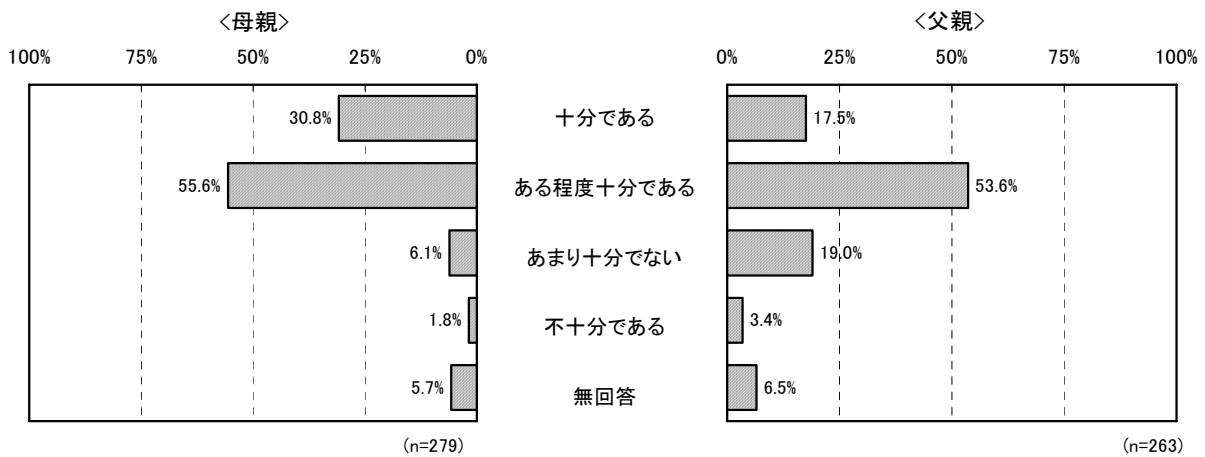
エ. 子育てへのかかわり認識

(7) 本人の認識

母親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で55.6%、次いで「十分である」の30.8%となっています。

父親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で53.6%、次いで「あまり十分でない」の19.0%となっています。

図(資料)-32 本人の認識

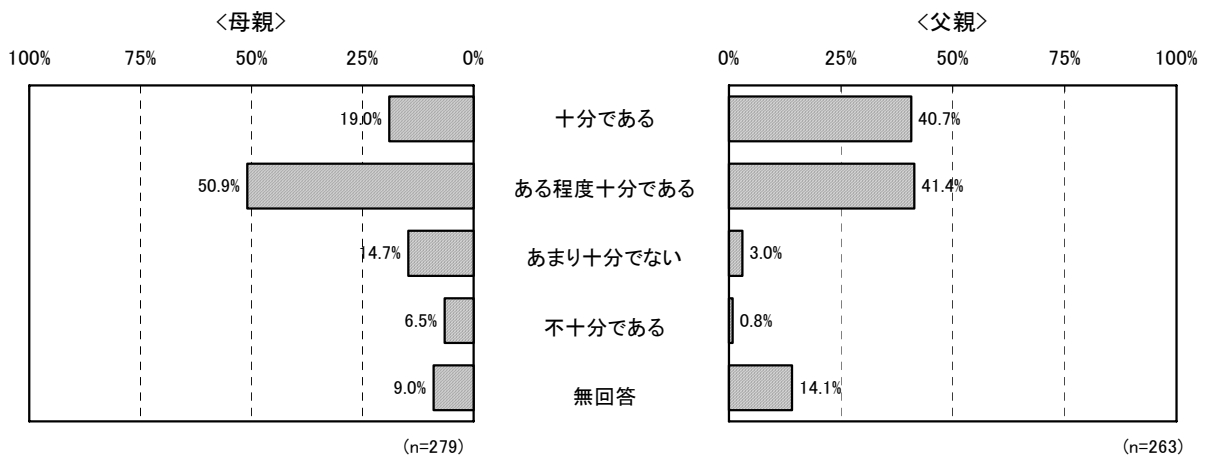


(4) 配偶者等に対する認識

母親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で50.9%、次いで「十分である」の19.0%となっています。

父親の回答としては、「ある程度十分である」が最も高率で41.4%、次いで「十分である」の40.7%となっています。

図(資料)-33 配偶者等に対する認識



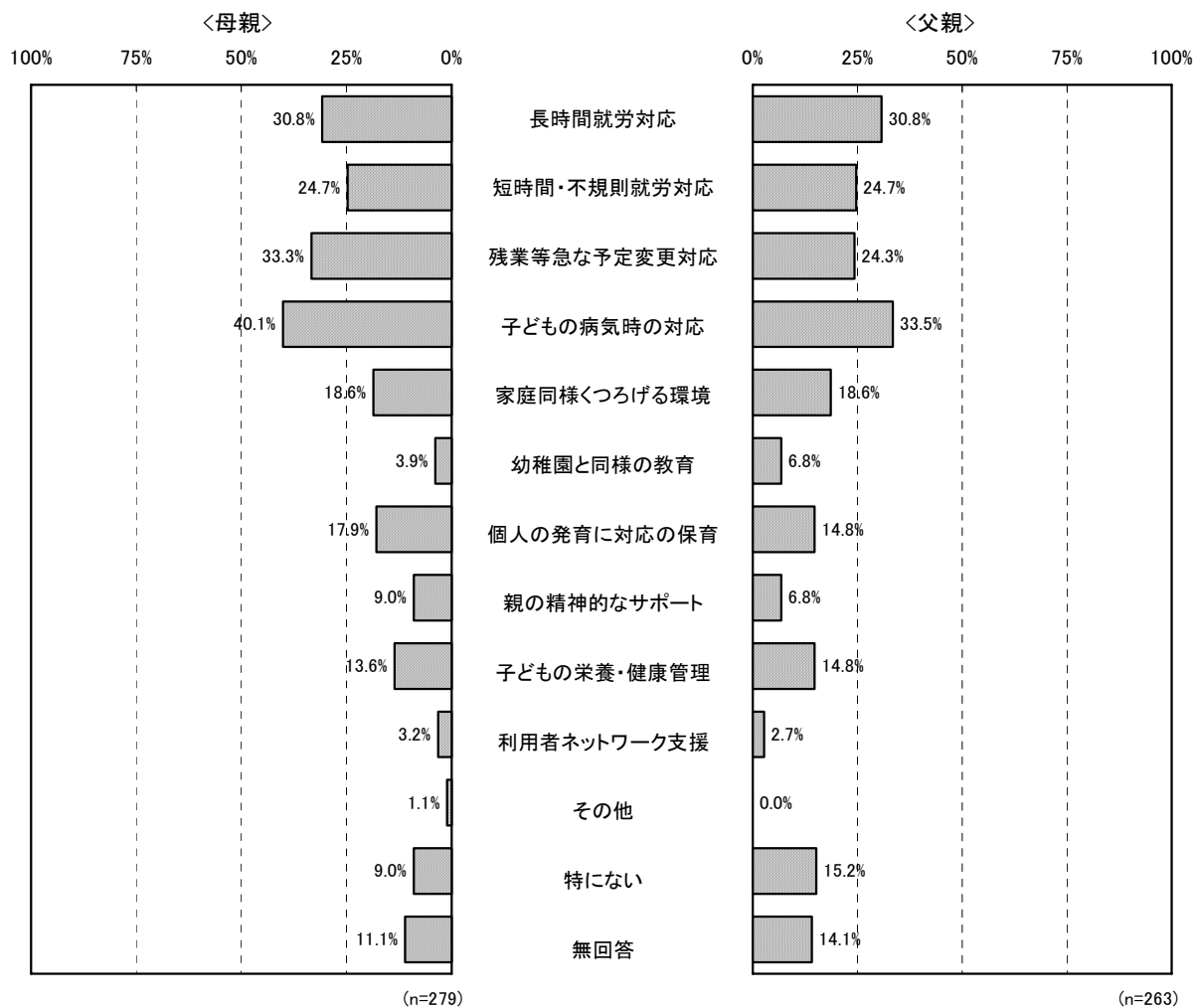
② 子育て支援サービスについて

ア. 保育サービスに期待すること

母親の回答としては、「子どもの病気時の対応」が最も高率で40.1%、次いで「残業等急な予定変更対応」33.3%、「長時間就労対応」30.8%の順となっています。

父親の回答としては、「子どもの病気時の対応」が最も高率で33.5%、次いで「長時間就労対応」30.8%、「短時間・不規則就労対応」24.7%の順となっています。

図(資料)-34 保育サービスに期待すること

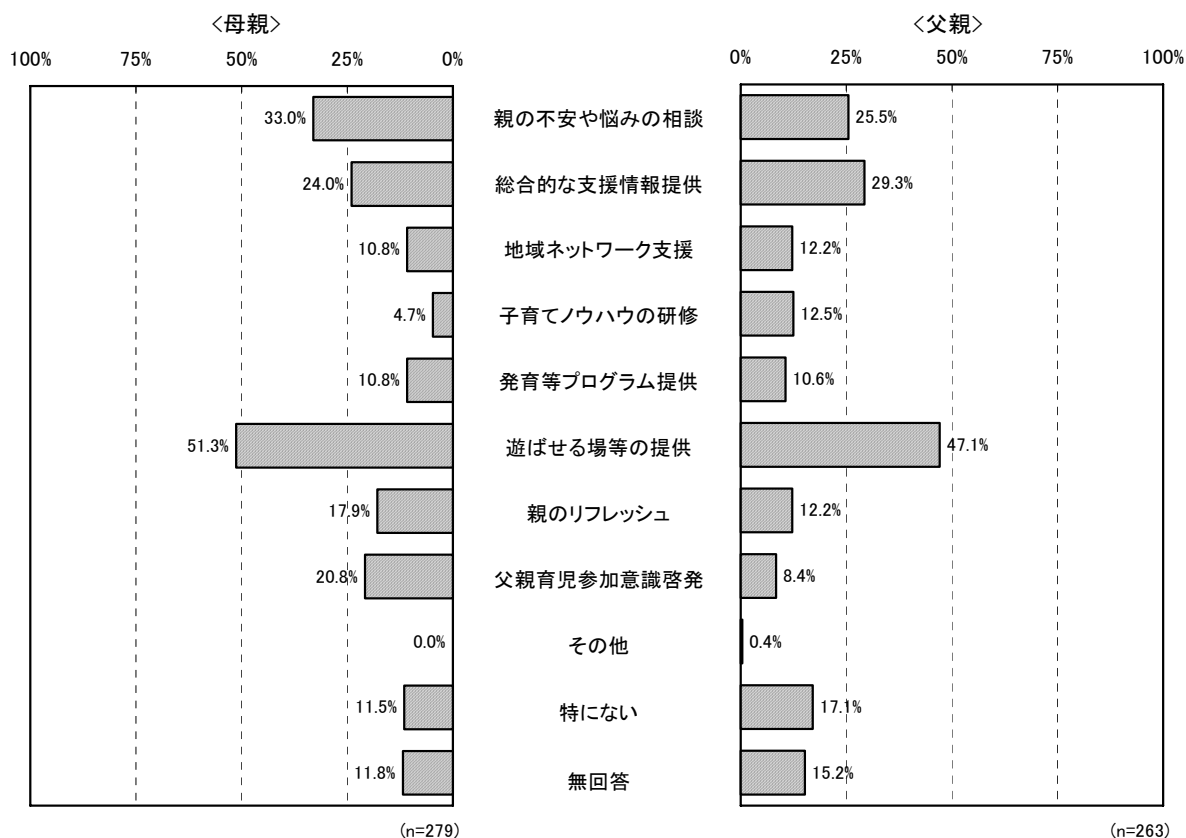


イ. 保育以外の子育て支援サービスに期待すること

母親の回答としては、「遊ばせる場等の提供」が最も高率で51.3%、次いで「親の不安や悩みの相談」33.0%、「総合的な支援情報提供」24.0%の順となっています。

父親の回答としては、「遊ばせる場等の提供」が最も高率で47.1%、次いで「総合的な支援情報提供」29.3%、「親の不安や悩みの相談」25.5%の順となっています。

図(資料)-35 保育以外の子育て支援サービスに期待すること

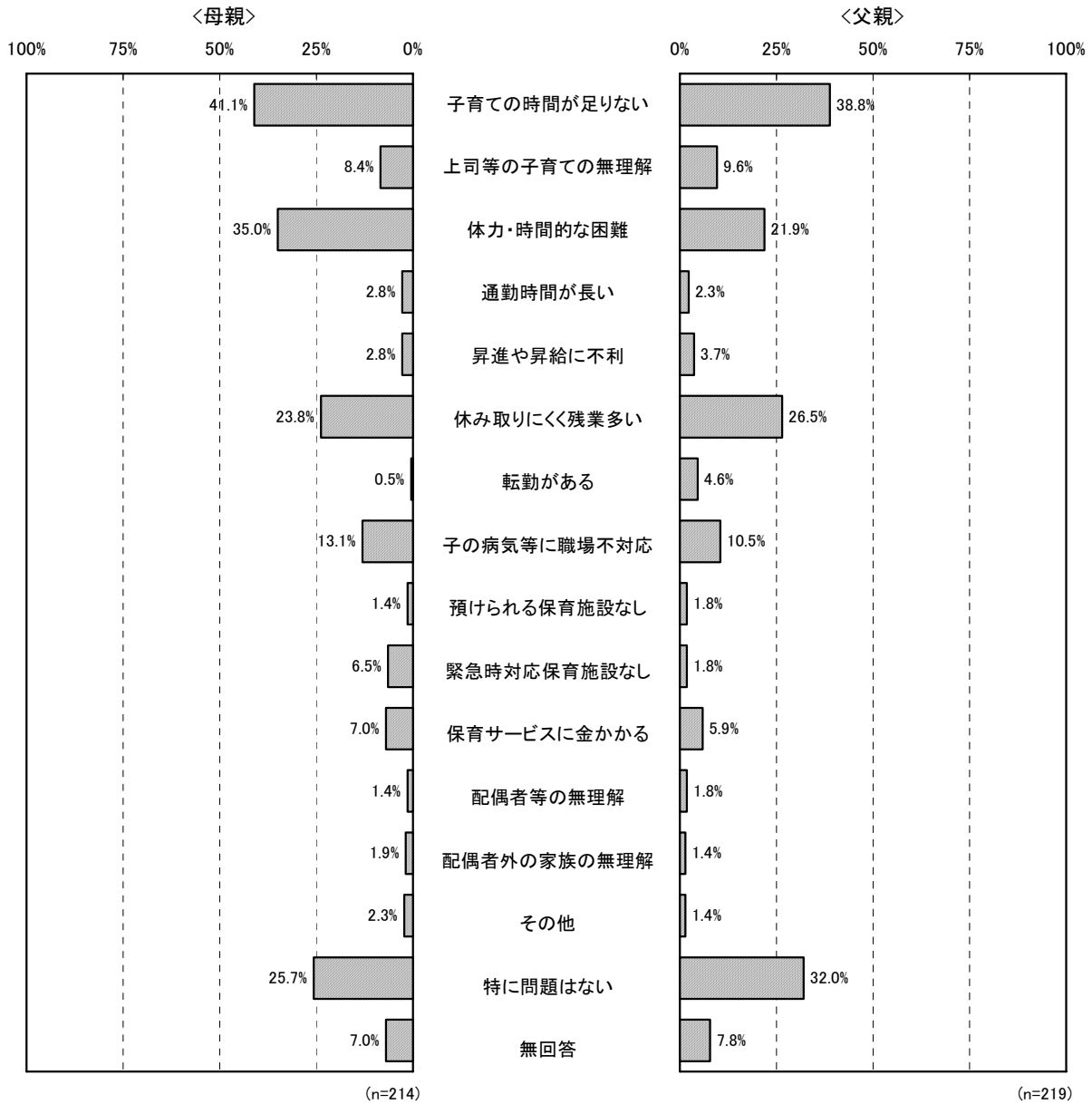


③ 仕事と子育ての両立について

母親の回答としては、「子育ての時間が足りない」が最も高率で 41.1%、次いで「体力・時間的な困難」35.0%、「特に問題はない」25.7%の順となっています。

父親の回答としては、「子育ての時間が足りない」が最も高率で 38.8%、次いで「特に問題はない」32.0%、「休み取りにくく残業多い」26.5%の順となっています。

図(資料)-36 仕事と子育ての両立について



3. 委員名簿・計画策定委員会の開催状況

相良村次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員名簿

(任期：平成16年6月10日～平成19年6月9日)

区 分	職 名	氏 名
関係機関 及び 団体	教育長	西 浦 弘
	南小学校校長	大 平 和 明
	北小学校校長	田 口 剛
	中学校校長	井 上 幸 典
	南小 PTA 会長	竹 吉 憲 一
	北小 PTA 会長	吉 田 喜 偉
	中学校 PTA 会長	渡 邊 法 光
	村子連会長	高 橋 博 徳
	暁保育園長	安 部 弘 昭
	なつめ保育園長	緒 方 眞喜代
	和光幼児園長	恒 松 恭 範
	四浦保育所長	大 塚 繁 子
	暁保育園保護者会会長	綱 木 哲 郎
	なつめ保育園保護者会会長	川 邊 俊 二
	和光幼児園保護者会会長	溝 口 尚 也
	四浦保育所保護者会会長	山 下 英 和
	民生委員協議会会長	椎 屋 孝 雄
	主任児童委員	横 山 紘 子
	主任児童委員	中 竹 宣 昭
	区長会会長	緒 方 浩 美
老人クラブ連合会会長	丸 山 義 春	
公民館運営審議会委員長	池 井 浩 之	
行政関係 部署	総務課	中 村 高 志
	保健福祉課	深 海 典 子
	建設課	永 田 貢
	教育委員会	坂 口 和 良
	保健師	潮 谷 よう子
事務局	保健福祉課長	紫 安 孝 應
	保健福祉課福祉係長	上 原 昭 光
	保健福祉課福祉係主事	廣 松 理 加

相良村次世代育成支援行動計画

発行日 平成17年3月

発行 相良村 保健福祉課

〒868-0094 熊本県球磨郡相良村深水2500-1

電話(0966)35-0211
